

INTERNATIONAL STANDARDS
ON COMBATING MONEY LAUNDERING
AND THE FINANCING
OF TERRORISM & PROLIFERATION
INTERPRETIVE NOTES TO THE FATF
RECOMMENDATIONS

FATF 勧告の解釈ノート(仮訳)

※仮訳はあくまで参考であり、原文を執務の参考とされたい。

FATF 勧告の解釈ノート(仮訳)

勧告1の解釈ノート(リスクの評価及びリスク・ベース・アプローチの適用)

1. リスク・ベース・アプローチは、資金洗浄・テロ資金供与対策において効果的な方法の一つである。あるセクターにおいてリスク・ベース・アプローチがどのように実施されるべきかを決定するにあたり、各国は、関連セクターの対処能力と資金洗浄・テロ資金供与対策の実例を検討すべきである。各国は、リスク・ベース・アプローチにより与えられる裁量と金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家(DNFBPs)に課される責務が、より大きな資金洗浄・テロ資金供与対策の能力と経験を有するセクターにおいて、より適切となることを理解すべきである。このことにより、リスクが高いシナリオであると判断する場合に、金融機関や DNFBPs が厳格な措置を適用することの義務を免除すべきではない。リスク・ベース・アプローチを適用することにより、権限ある当局、金融機関及び DNFBPs は、資金洗浄及びテロ資金供与を防止又は低減するために特定されたリスクに相応しい措置を確保することができるべきであり、それにより金融機関及び DNFBPs は、最も効果的な方法により、どのように資源を配分するかを決定することができることとなる。
2. リスク・ベース・アプローチの実施において、金融機関及び DNFBPs は、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価、監視、管理及び低減するための適切なプロセスを有するべきである。リスク・ベース・アプローチの基本原則は、リスクが高い場合に各国が金融機関や DNFBPs にそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置をとることを求めるべきことであり、同様に、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されることである。簡素化された措置は、資金洗浄あるいはテロ資金供与の疑いがあるときには許容されるべきではない。特定の勧告は、この基本原則がどのように個別の義務に適用されるかをより明確に規定している。極めて限定的な環境かつ資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低いと証明される場合に、各国はある一定の勧告を、特別なタイプの金融機関や金融活動、もしくは DNFBPs(後述参照)に適用しないことを決定することもできる。同様に、各国はリスク評価を通じて、資金洗浄及びテロ資金供与の悪用リスクが存在する機関、活動、事業又は職業専門家のタイプが存在することを発見し、それらが金融機関又は DNFBP の定義に入っていないのであれば、各国は資金洗浄・テロ資金供与対策の義務をそのようなセクターへ適用することを検討すべきである。

A、各国の義務と決定

3. **リスクの評価**-各国¹は自国の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定し、評価するための適切な手段を講じるべきである。それらは継続して行われるものであり、
(i) 法律、規制及び他の措置の変更を含む資金洗浄・テロ資金供与対策の体制についての変更の可能性を知らせること、(ii) 権限ある当局による資金洗浄・テロ資金供与対策における資源の配分及び優先付けに資すること、(iii) 金融機関やDNFBPsによって行われる資金洗浄及びテロ資金供与のリスク評価のために情報を使用可能とすること、の目的のために行われる。各国は評価を最新のものとし、適切な情報をすべての関連する権限ある当局や自主規制機関、金融機関及びDNFBPsへ提供するメカニズムを持つべきである。
4. **高リスク**-各国はリスクが高いと判断する場合、高リスクを低減するために各国により講じられる他のいかなる措置についても、あらかじめ定められたものに限らず、それら高リスクに対処する資金洗浄・テロ資金供与対策の体制を確保すべきである。金融機関及びDNFBPsがリスクを管理し低減するために厳格な措置をとること、もしくはリスクを適切に管理し低減するために、当該情報を金融機関及びDNFBPsにより行われるリスク評価に組み込むことを確保することのどちらかを規定すべきである。FATF勧告が、厳格な措置又は特別な措置が必要であるととしてリスクが高い活動であると特定している場合、個別のリスクレベルに従って程度は異なるにしても、すべてそれらの措置が適用されなければならない。
5. **低リスク**-各国は、金融機関又はDNFBPsに対し特定の対応をとることを求めているいくつかのFATF勧告について、パラグラフ3で述べているとおり、リスクが低いことが特定されていることが示され、それが国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスク評価と整合的である場合には、簡素化された措置をとることを決定することができる。
前パラグラフによる、ある一定の低リスクカテゴリーを特定することの決定とは無関係に、各国は金融機関やDNFBPsに対し、セクションB(「金融機関及びDNFBPsの義務と決定」とパラグラフ7で規定されるとおり、簡素化された顧客管理措置を適用することを許容することができる。
6. **適用除外**-各国は、金融機関又はDNFBPsへある一定の対応をとることを求めるいくつかの勧告について、以下の条件の場合、適用しないことを決定することができる。
(a) 資金洗浄・テロ資金供与のリスクが低いことが証明されていること; 極めて限

¹ 本義務が遵守されているかどうかの検討において、適切な場合には、超国家レベルでの資金洗浄・テロ資金供与対策のリスク評価が考慮されるべきである。

定的で、かつ、正当化される環境において起こり得ること；特別なタイプの金融機関、活動、もしくは DNFBP に関連すること；又は

(b) 資金洗浄・テロ資金供与のリスクが低い中で、自然人又は法人によって行われる一見取引もしくは(定量的かつ絶対的評価基準を考慮して)極めて限定的な機会に行われる金融活動(資金移動取引を除く)。

収集される情報はリスクのレベルによって多様であるものの、勧告 11 の情報保持の義務は、収集されるどの情報にも適用されるべきである。

7. **リスクの監督及び監視**- 監督者(もしくは DNFBPs に関する自主規制機関)は、金融機関や DNFBPs が、後段で規定される義務を効果的に履行できることを確保しなければならない。この役割を担う場合、解釈ノート 26 と 28 に従って、監督者と自主規制機関は資金洗浄及びテロ資金供与のリスク要因や、金融機関や DNFBPs によって提供されたリスク評価を審査し、この審査の結果を考慮しなければならない。

B、金融機関及び DNFBPs の義務と決定

8. **リスクの評価**- 金融機関及び DNFBPs は、(顧客、国、地政学的な地域；商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに係る)自らの資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定し、評価するための適切な手段をとらなければならない。金融機関及び DNFBPs は評価の根拠を証明し、評価を更新し続け、リスク評価の情報を権限ある当局や自主規制機関へ提供するための適切なメカニズムを持つことができるよう、それら評価を書面化しなければならない。資金洗浄・テロ資金供与リスクの性質と範囲は、事業の本質や規模に相応しいものであるべきである。セクター特有の個別のリスクが明らかに特定され把握されている場合、個別のリスク評価を実証することが権限ある当局や自主規制機関に求められていない場合であっても、金融機関及び DNFBPs は常に自らの資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを把握しなければならない。
9. **リスクの管理と低減**- 金融機関及び DNFBPs は、(国、金融機関又は DNFBPs によって)特定されたリスクを効果的に管理し低減することができるよう、方針、管理機能及び手続を持たなければならない。金融機関及び DNFBPs は、それらコントロール機能が履行されていることを監視し、必要に応じて強化しなければならない。方針、管理機能及び手続は上級管理者によって承認されるべきであり、(高低にかかわらず)リスクを管理し低減するためにとられる措置は国が定める義務と権限ある当局及び自主規制機関のガイダンスに整合的なものでなければならない。

ない。

10. **高リスク**-リスクが高いと判断する場合、金融機関及び DNFBPsはリスクを管理し低減するために厳格な措置を講じなければならない。
11. **低リスク**-リスクが低いと判断する場合、各国は金融機関及び DNFBPsがリスクを管理し低減するために簡素な措置をとることを認めることができる。
12. リスクを評価する場合、金融機関及び DNFBPsは、全体的なリスクレベルと適用されるべきリスク低減の適切な度合いを決定する前に、すべての関連するリスク要因を検討しなければならない。金融機関と DNFBPsは、様々なリスク要因から成るリスクのタイプとレベルによって、措置の度合いを分けることができる。(例えば、特別な状況の場合、金融機関と DNFBPsは顧客受入れの際に通常の顧客管理措置を適用し、取引関係の継続的な監視において厳格な措置を適用することができる、もしくはその反対など。)

勧告 3 の解釈ノート(資金洗浄罪)

1. 各国は 1988 年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(ウィーン条約)及び 2000 年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(パレルモ条約)に則り、資金洗浄を犯罪化すべきである。
2. 各国はできる限り広範な前提犯罪を含む観点から、あらゆる重大犯罪について資金洗浄罪を適用すべきである。前提犯罪をどのように規定するかについては、全ての犯罪を前提犯罪とする方法、重大犯罪の類型若しくは前提犯罪の法廷拘禁刑の上限・下限に関連づける方法(敷居方式)、前提犯罪のリストに列挙する方法、又はそれらの組み合わせによる方法があり得る。
3. 敷居方式をとっている国においては、最低限、国内法において重大犯罪の類型にある全ての犯罪、又は長期一年超の拘禁に処される犯罪が前提犯罪に含まれるべきである。また、法制度上、法定刑に短期を設けている国においては、短期六月超の拘禁に処される全ての犯罪が前提犯罪に含まれるべきである。
4. いずれの方式を採用しても、各国においては、少なくとも、指定された各犯罪類型に属する一連の犯罪が前提犯罪に含まれるようにすべきである。資金洗浄罪は、その価値に関わらず、直接的又は間接的に犯罪収益となるあらゆる種類の財産を含まなければならない。財産が犯罪収益であることを立証する場合、前提犯罪で有罪判決を受けていることを必要とすべきではない。
5. 外国で行われた行為であっても、当該行為が行われた当該外国の法令によれば罪に当たり、かつ、仮に当該行為が国内で行われたとすれば前提犯罪となる場

合には、資金洗浄罪の前提犯罪に含まれるべきである。各国は、仮に国内で行われたとすれば前提犯罪となるということのみを要件として前提犯罪が成立することを定めることができる。

6. 各国は、国内法の基本原則により必要とされる場合には、前提犯罪を行った者について、資金洗浄罪を適用しないことを定めることができる。
7. 各国は、以下のことを確保すべきである。
 - (a) 資金洗浄罪を証明するために求められる故意又は認識は、客観的な事実の状況から推認することができる。
 - (b) 資金洗浄罪の有罪判決を受けた個人に対して、効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁が課されるべきである。
 - (c) 法人に対して、刑事上の責任及び制裁措置、又はそれが不可能な場合(国内の基本原則上)には、民事上若しくは行政上の責任及び制裁が課されるべきである。法人に関して、刑事上、民事上又は行政上の責任のうち少なくとも一つ以上を問うことができる国においては、刑事、民事又は行政訴訟が並行して行われることを妨げられるべきではない。当該措置によって自然人の刑事責任が減殺されるべきではない。すべての制裁措置は、効果的で、整合的かつ抑止力のあるものでなければならない。
 - (d) 国内法の基本原則上認められない場合を除き、資金洗浄罪に参加し、これに提携又は共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これを幫助及び教唆し、これを援助し、及びこれについて相談することを含む適切な従犯が設けられなければならない。

勧告4、38の解釈ノート(没収及び予防的措置)

各国は、凍結若しくは差押え、又は没収された財産について、権限ある当局が効果的にこれを管理し、必要がある場合には処分を行うことができるための制度を構築しなければならない。これらの制度は、国内における手続及び外国から要請があった場合の双方において、適用可能とすべきである。

勧告5の解釈ノート(テロ資金供与罪)

A. 目的

1. 勧告5は、各国に対してテロリズムへ資金供与する者の訴追及び刑事罰の適用を法的に可能とすることを確保する目的で策定された。国際テロリズムと資金洗浄がとりわけ密接な関連性を有することにかんがみると、勧告5のもう一つの目

的は、テロ資金供与罪を資金洗浄の前提犯罪とすることを各国に義務付けることにより、当該関連性を強調することである。

B. テロ資金供与罪の特徴

2. テロ資金供与罪は、その全部又は一部が(a)テロ行為を行うために、(b)テロリスト団体により、又は(c)個々のテロリストにより、使用されることを不法に意図して又は知りながら、手段のいかんを問わず、直接又は間接に、故意に資金を提供し又は収集するいかなる者に対しても科されるべきである。
3. 幫助・教唆、未遂又は共謀のみに基づくテロ資金供与の犯罪化では、当該勧告を十分に履行したことはない。
4. テロ資金供与罪の対象となる資金は、合法的にあるいは非合法的に得られたかのいかんを問わず、対象とするべきである。
5. テロ資金供与罪の要件として、資金が(a)テロ行為の実行あるいは未遂のために実際に使用された、あるいは(b)特定のテロ行為に結びつく、ことを求めるべきではない。
6. 各国は、テロ資金供与罪を証明するために求められる故意又は認識は、客観的な事実の状況から推認することができることを確保すべきである。
7. テロ資金供与罪の有罪判決を受けた個人に対して、効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁が課されるべきである。
8. 法人に対して、刑事上の責任及び制裁、又はそれが不可能な場合(国内の基本原則上)には、民事上若しくは行政上の責任及び制裁が課されるべきである。法人に関して、刑事上、民事上又は行政上の責任のうち少なくとも一つ以上を問うことができる国においては、刑事・民事又は行政訴訟が並行して行われることが妨げられるべきではない。このような法人の責任は、犯罪を行った自然人の刑事上の責任に影響を及ぼすものではない。すべての制裁は、効果的で、整合的かつ抑止力のあるものでなければならない。
9. テロ資金供与罪の未遂も、犯罪とすべきである。
10. 以下の種類の行為に従事することも犯罪とすべきである。
 - (a) 当該解釈ノートのパラグラフ2又は9に定める犯罪に加担する行為
 - (b) 当該解釈ノートのパラグラフ2又は9に定める犯罪を行わせるために他の者を組織し又は他の者に指示する行為

(c) 共通の目的をもって行動する人の集団が当該解釈ノートのパラグラフ 2又は9に定める犯罪の一又は二以上を実行することに対して寄与する行為。ただし、故意に行われ、かつ、次のいずれかに該当する場合に限る。

(i) 当該集団の犯罪活動又は犯罪目的の達成を助長するために寄与する場合。もっとも、当該犯罪活動又は犯罪目的がテロ資金供与罪の実行に関係するときに限る。

(ii) テロ資金供与罪を実行するという当該集団の意図を知りながら寄与する場合。

11. テロ資金供与罪は、容疑者がテロリスト又はテロリストの組織の所在する場所又はテロ行為が行われた、あるいは行われる場所と同一の国に所在するか、あるいは異なる国に所在するかのいかなを問わず、科されるべきである。

勧告6の解釈ノート(テロリズム及びテロ資金供与に関する対象を特定した制裁)

A. 目的

1. 勧告6は、各国に対し、(i)安保理決議第1267号(1999年)及びその後継決議²の要求に基づき、国連憲章第7章の定めるところに従い、国連安保理によって指定されたあらゆる個人³又は団体、若しくは(ii)安保理決議第1373号(2001年)に基づいて各国が指定したあらゆる個人又は団体について、遅滞なく資金その他資産を凍結し、いかなる資金その他資産が、これらの利用に供し又はその利益のために利用されないことを求める国連安保理決議を遵守するための、対象者を特定した金融制裁を実施するよう求める。

2. 勧告6の義務は、勧告4(没収及び予防措置)⁴が要請する刑事、民事又は行政的

² 勧告6は、決議1267(1999年)及びその後継の決議並びに将来採択される決議であってテロ資金供与の文脈において対象を特定した金融制裁を課すもの全てに適用される。この解釈ノートが発出される時点(2012年2月)において、決議1267の後継の決議とは、1333(2000年)、1363(2001年)、1390(2002年)、1452(2002年)、1455(2003年)、1526(2004年)、1617(2005年)、1730(2006年)、1735(2006年)、1822(2008年)、1904(2009年)、1988(2011年)及び1989(2011年)である。

³ 自然人又は法人

⁴ 例えば、国境を越えた犯罪への対策の文脈において、凍結、押収及び没収に関する義務を規定する「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(1988年)(ウィーン条約)、国際組織犯罪防止条約(2000年)(パレルモ条約)の要請に基づくものである。また、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(1999年)(テロ資金供与防止条約)は、テロ資金供与対策の文脈での凍結、差押及び没収に関する規定を有する。これらの義務は、個別に存在し、勧告6及びテロ資金供与にかかる国連安保理決議に定める義

な調査又は手続における資金その他資産の取扱に関する措置や義務を代替するものではない。勧告 6 に基づく措置は、指定された個人や団体に対する刑事手続を補完し、権限ある当局や裁判所によって採用されるものであるが、勧告 6 は、そのような手続の存在を前提とするものではない。代わりに、勧告 6 の焦点は、テロリストグループに対する資金その他資産の流入を止めること、及びテロリストグループによって資金その他資産が使用されることを止めることにおいて、必要かつ固有の予防措置であることを前提にする。効果的なテロ資金供与対策についての限界と広範な支援を推進することを決定するに当たり、各国は、人権、法の支配を尊重し、善意の第三者の権利を認識しなければならない。

B. テロ活動への資金支援又は支援を行う個人及び団体の特定及び指定

3. 決議 1267(1999 年)及びその後継の決議に関し、アル・カーイダに関連する指定は 1267 委員会によって行われ、タリバーン及びアフガニスタンへの脅威に関連する指定は、1988 委員会によって行われ、いずれの委員会も国連憲章第 7 章の下で活動する。決議 1373(2001 年)に関する指定は、国家又は超国家的レベルにおいて、独自の提案により行動する一カ国若しくは複数国によってなされるか、あるいは、他国から要請を受けた国が、当該指定がセクションEに規定される決議 1373 の指定に関する基準を満たしているものと疑うないし信じるに足る合理的な根拠又は合理的な基礎によって裏づけられると、適用可能な法の原則に従って納得する場合において、他国からの要請に基づいてなされる。

4. 各国は、決議 1267(1999 年)及びその後継の決議⁵に定められた義務と整合的に、これら決議で対象とされた個人及び団体を特定し、指定のための提案を開始するための権限、実効性ある手続又はメカニズムを確保する必要がある。当該権限、手続又はメカニズムは、当該安保理決議に基づく安保理のリスト形式に従って、指定のために個人及び団体を提案する上で不可欠である。各国はまた、決議 1373 の義務と整合的に、同決議に基づき個人及び団体を特定し、指定を開始する権限、実効性ある手続又はメカニズムを確保する必要がある。これらの権限、手続又はメカニズムは、セクションEに記述された、決議 1373(2001 年)に特定された基準に合う個人及び団体を特定するために不可欠なものである。決議 1267(1999 年)及びその後継決議並びに決議 1373(2001 年)を実施するための各国の体制は、次の所要の要素を含むべきである。

務とは別のものである。

⁵ 関連する安保理決議は各国に対して、個人又は団体を特定すること及びこれらの者を関連する安保理制裁委員会へ届け出ることを義務付けてはいないが、そうしたことができるような権限と実効的な手続及びメカニズムの確保を求めている。

(a) 各国は、次の事項について所管する権限ある当局又は裁判所を特定しなければならない。

(i) もし、当該当局がその旨を決定し、指定基準を裏付ける十分な証拠があると信じる場合には、決議 1989(2011 年)(アル・カーイダ関係)及び関連する決議に定める指定に関する個別の基準を満たす個人又は団体を必要に応じて、指定のために 1267 委員会に対し提案すること。

(ii) もし、当該当局がその旨を決定し、指定基準を裏付ける十分な証拠があると信じる場合には、決議 1988(2011 年)(タリバーン及びアフガニスタンの平和・安定及び治安に対する脅威を構成するタリバーン関係者)に定める指定に関する個別の基準を満たす個人又は団体を、必要に応じて、指定のために 1988 委員会に対し提案すること。及び

(iii) 各国独自の動議に基づく場合、あるいは、適切であれば、他国から要請を受けた国が、当該指定要請がセクションEに規定される決議 1373 の指定に関する基準を満たしているものと疑うないし信じるに足り、適用可能な法の原則に従って、合理的な根拠もしくは合理的な基礎によって裏付けられると納得し、他国の要請を精査し実行した場合に、決議 1373(2011 年)に定めるところに従い、指定に関する個別の基準を満たす個人又は団体を指定すること。

(b) 各国は、決議 1988(2011 年)及び 1989(2011 年)並びに関連決議、及び決議 1373(2001 年)に定める指定基準に基づいて、指定の対象を特定するメカニズムを有しなければならない(関連する安保理決議の個別の指定基準についてはセクションEを参照)。これには、適切な場合には、決議 1373(2001 年)に基づいて他国の凍結メカニズムにおいて開始された措置を、精査し実行するための権限、効果的な手続又はメカニズムを持つことが含まれる。各国間で効果的な協力を発展させるために、各国は、指定の要請を受けた場合には、当該要請が、セクションEに規定される決議 1373 の指定に関する基準を満たしているものと疑うないし信じるに足る合理的な根拠又は合理的な基礎によって裏付けられると、適用可能な法の原則に従って納得できるか否かを、直ちに判断することができることを確保しなければならない。

(c) 権限ある当局は、合理的な根拠又はそのように疑うないし信じるに足る合理的な基礎に基づき、関連する決議の指定基準を満たす個人及び団体を特定するために、あらゆる関連する情報源から可能な限りの情報を収集又は要求することのできる適切な法的権限、手続又はメカニズムを確保しなければならない。

(d) 指定(又は指定の提案)を行うか否かの決定に当たって、各国は、「合理的な根拠」又は「合理的な基礎」という証明に関する立証基準を採用すべきである。決議

1373(2001 年)に基づく対象者の指定に関し、各国の権限ある当局は、当該個人又は団体の指定を決定し、そしてそれにより凍結メカニズムに着手するための「合理的な根拠」又は「合理的な基礎」を証明する証拠の種類・量については、自国の法制度に照らして採用すべきである。これは、提案された指定が、関係国の独自の動議に基づく場合であろうと、他国からの要請で行う場合であろうと、それにかかわらず適用される。この指定(又は指定の提案)は、刑事手続の存在を条件としてはならない。

(e) 各国は、1267 委員会に対してアル・カーイダ制裁リストに対象者を追加する提案を行う場合、決議 1267 とその後継決議に従い、次のことを行わなければならない。

(i) 1267 委員会で採択されたところにしたがったリスト化に関する手続及び標準様式に従うこと。

(ii) 提案の対象者について、可能な限り多くの関連する情報を提供すること。特に、個人、グループ、請負人、及び団体について、正確かつ確実な特定ができる十分な識別情報であること。そして、可能な限り、インターポールが Special Notice を出すために必要な情報を提供すること。

(iii) リスト化の根拠となる可能な限り詳細な情報を含む事案の概要を提供すること。当該個人及び団体が関連する指定基準を満たすことを決定する上で裏付けとなる個別情報(安保理決議に基づく指定の基準に関するセクションEを参照)、情報の性質、提供できる裏付け情報・文書、及び提案された指定対象者と既存の指定対象者との関係がわかる詳細情報の提供を含む。事案の概要は、加盟国が 1267 委員会に対して守秘として特定する場合を除き、請求があれば開示が可能なものとする。及び、

(iv) 指定国としての地位を公表するか否か特定すること。

(f) 各国は、決議 1988(2011 年)及びその後継決議に基づいて 1988 委員会に対してタリバーン制裁リストに追加するために氏名を提案する場合には、次のことをすべきである。

(i) 1988 委員会で採択されたリスト化に関する手続及び標準様式に従うこと。

(ii) 提案の対象者について、可能な限り多くの、関連する情報を提供すること。特に、個人、グループ、請負人、及び団体について、正確かつ確実な特定ができる十分な識別情報であること。そして、可能な限り、インターポールが Special Notice を出すために必要な情報を提供すること。及び、

(iii) リスト化の根拠となる可能な限り詳細な情報を含む事案の概要を提供すること。当該個人及び団体が関連する指定基準を満たすことを決定する上で裏付けとなる個

別情報(安保理決議に基づく指定の基準に関するセクションEを参照)、情報の性質、提供できる裏付け情報・文書、及び提案された指定対象者と既存の指定対象者との関係がわかる詳細情報を提供すること。事案の概要は、加盟国が 1988 委員会に対して守秘として特定する場合を除き、請求があれば開示が可能なものとする。

(g) 決議 1373(2001 年)に基づいて実施されている資産凍結措置の下で、ある国が別の国に資産凍結を要請する場合には、要請をする国は、氏名、特に正確で、かつ個人や団体を特定することができる十分な情報、指定の要件を満たしていることを判断することに役立つ特定の情報(関連する安保理決議に基づく個別の指定基準に関してはセクション E を参照)を、可能な限り詳細に提供すべきである。

(h) 各国は、すでに特定され、指定(又は指定の提案)が検討されている個人又は団体への事前通知ないし関与にかかわらず、一方的に運用することができる手続を有するべきである。

C. 指定された個人・団体の資産等の凍結及び取引の禁止

5. 各国は、国連憲章第 7 章に基づいて 1267 委員会及び 1988 委員会が活動する場合に、1267 委員会及び 1988 委員会(決議 1267(1999 年)及びその後継決議による場合)によって指定された個人及び団体に対して、対象者を特定した資産凍結措置を遅滞なく実施する義務がある。決議 1373(2001 年)に関し、指定された個人及び団体に対する対象者を特定した凍結措置及びこれらの者の資金その他の資産の取引禁止を遅滞なく実施する義務は、国(超国家的)レベルでの指定によって開始される。これは、自国の動議による場合、又は他国からの要請の場合で、要請を受けた国が当該指定の要請が、セクションEに規定される決議 1373 の指定に関する基準を満たしているものと疑うないし信じるに足る合理的な根拠又は合理的な基礎によって裏付けられると、適用可能な法の原則に従って納得した場合でも同様である。

6. 各国は、次の基準及び手続にしたがい、対象を特定した金融制裁を実施及び執行するための法的権限を確立し、また国内の権限ある当局を特定しなければならない。

(a) 各国⁶は、遅滞なく、かつ制裁対象者に事前に通知することなく、国内の全ての自然人及び法人に対して、指定された個人又は団体の資金その他資産を凍結することを求めなければならない。この義務は、次のものに及ぶ。

⁶ 勧告 6 において超国家的な管轄を有する欧州連合 (EU) においては、EU 法が以下のとおり適用される。指定された個人及び団体の資産は、EU 規則又はその改正規則によって凍結される。EU 加盟国は、凍結措置を実施するための追加的な措置を有しなければならない、EU 域内の全ての自然人及び法人は当該凍結措置を尊重し、指定された個人及び団体に対して当該資金が利用されないようにしなければならない。

個別のテロ行為、テロ計画、又はテロの脅威に関係するものだけではなく、指定された個人又は団体によって、所有又は管理されている全ての資金その他資産；指定された個人又は団体によって全体もしくは一部が、直接若しくは間接に、所有又は管理されている資金その他資産；指定された個人及び団体の代理として、若しくはそれらの者の指示によって行動する個人又は団体の資金その他資産に加え、指定された個人又は団体によって、直接若しくは間接に、所有又は管理されている資金その他資産から派生し、生み出される資金その他資産。

(b) 各国は、自国民又は自国領域内のいかなる個人又は団体に対して、指定された個人又は団体の利益のために、指定された個人又は団体により直接若しくは間接に、全体もしくは一部が所有され又は管理されている団体の利益のために、及び指定された個人又は団体の代理もしくは指示によって行動する個人及び団体の利益のために、すべての資金その他資産、経済資源又は金融その他の役務を、直接若しくは間接に、独占又は共同で利用できることを禁止しなければならない。ただし、ライセンスを受けた者や、認可を受けた者、関連する安保理決議に従って通知がなされている者を除く(下記セクションE参照)。

(c) 各国は、当該行動を起こした際に、速やかに金融セクター及び DNFBPs に対して指定情報を通知するメカニズムを確保しなければならない。また、この資産凍結のメカニズムにおいては、特に、指定対象者の資金その他資産を有しているおそれのある金融機関及び DNFBPs を含むその他の個人又は団体に対し、明確なガイダンスを提供しなければならない。

(d) 各国は、金融機関及び DNFBPs⁷ に対し、未遂に終わった取引を含み、関連する安保理決議の禁止要求にしたがって凍結した資産又は禁止した取引について、権限ある当局に報告することを求めるべきである。そして、当該情報は権限ある当局によって効果的に活用されることを確保しなければならない。

(e) 各国は、勧告 6 の義務を履行する場合には、善意の第三者の権利を守る効果的な措置を講じなければならない。

D. リストからの削除、凍結された資金その他財産の凍結解除及びアクセス提供

7. 各国は、決議 1267(1999 年)及びその後継決議に基づき指定された個人及び団体が、当該国の判断では、指定の基準を満たさない又は満たさなくなった場合、安保理にリストからの削除を申請するための公知の手続を策定し、実施しなければならない。1267 委員会又は 1988 委員会がリストからある個人又は団体を削除した場合、その者に係る凍結義務はもはや存在しないこととなる。アル・カーイダに関連するリス

⁷ 安保理決議は各国国内における全ての自然人及び法人に適用される。

トからの削除要請の場合、当該手続及び基準は、決議 1730(2006 年)、1735(2006 年)、1822(2008 年)、1904(2009 年)、1989(2011 年)その他の後継決議に基づき、1267 委員会により承認された手続に従ったものでなければならない。タリバーン及びアフガニスタンの平和、安全及び安定に対する脅威に関連するリストの削除要請の場合、当該手続及び基準は、決議 1730(2006 年)、1735(2006 年)、1822(2008 年)、1904(2009 年)、1989(2011 年)及びその他の後継決議に基づき、1988 委員会により承認された手続に従ったものでなければならない。

8. 決議 1373 に基づいて指定された個人及び団体について、各国は、指定基準を満たさなくなった個人及び団体について、リストから除外し、資金その他資産の凍結を解除するための適切な法的権限と手続、又はメカニズムを有しなければならない。各国は、要請があれば、裁判所又は独立した権限ある当局が指定の決定を見直すことができる手続を有しなければならない。

9. 指定された者と同一又は類似の名称で、誤って資産凍結手続の影響を被った個人又は団体(いわゆる「形式的に制裁対象者としてヒットした類似名義」(false positive))について、各国は当該個人又は団体が指定対象者と同一でないことを確認次第、当該者の資産凍結を直ちに解除するための公知の手続を策定し、実施しなければならない。

10. 各国が、安保理又は関連する制裁委員会で指定された個人又は団体の資金その他資産が、基礎的な費用の支払い、個別の手数料、費用、サービスチャージの支払い、又は緊急を要する費用の支払に必要であると判断した場合、各国は、決議 1452 号(2002 年)及びその後継決議で定められた手続に従い、当該資産へのアクセスを許可しなければならない。各国は、決議 1373 や決議 1963 の規定に基づいて国(超国家的)レベルで指定された個人及び団体に対して凍結措置が適用される場合には、同様の理由によって、当該資金その他資産へのアクセスを認めなければならない。

11. 各国は、指定された個人又は団体が、自らの指定に対し、権限ある当局又は裁判所によって審査されることを意図して、異議申立てができるメカニズムを提供しなければならない。アル・カーイダ制裁リストの指定に関し、各国は、決議 1904 に基づき、指定された個人及び団体に対して、リストからの削除を国連オンブズパーソンに申請できることを通知しなければならない。

12. 各国は、対象となる資金その他資産を保有している可能性のある金融セクター及び DNFBPs に対して、リストの削除及び凍結解除を行った場合には、速やかにその旨を通知する連絡体制を確保しなければならない。さらに、とりわけ、指定対象となっている資金その他資産を保有している可能性がある金融機関、及び DNFBPs を含

むその他の個人、団体に対して、リストからの除外又は凍結解除措置を遵守する義務があることについて十分なガイダンスを提供しなければならない。

E. 国連の指定の基準

13. 関連する安保理決議において明記している指定の基準は次のとおりである。

(a) 決議 1267(1999 年)、1989(2011 年)、及びその後継決議⁸

(i) アル・カーイダ、その下部組織、関連組織、分派・派生したグループについて、これらによる活動に、これと連携し若しくはこれらの名義又はその代理として、資金支援、計画策定、容易にすること、準備、実施に参加し、またはこれを支援し、または武器その他の関連する物資をこれらに提供、売却、移転し、またはこれらのために人集めを行い、あるいはこれらの活動にその他の支援を行うすべての個人又は団体⁹。

(ii) サブセクション 13(a)(i)に基づき指定された個人又は団体によって、もしくはそれらの者の代理として又は指示によって活動している者によって、直接又は間接に所有又は支配されている請負人。

(b) 決議 1267(1999 年)、1988(2011 年)、及びその後継決議

(i) 指定対象者及びアフガニスタンの平和、安定及び安全に対する脅威を構成するタリバーンに関係する個人、グループ、請負人、又は団体について、これらによる活動に、これと連携し若しくはこれらの名義又はその代理として、資金支援、計画策定、容易にすること、準備、実施に参加し、またはこれを支援し、または武器その他の関連する物資をこれらに提供、売却、移転し、またはこれらのために人集めを行い、あるいはこれらの活動にその他の支援を行うすべての個人又は団体。

(ii) サブパラグラフのサブセクション 13(b)(i)に基づき指定された個人又は団体によって、もしくはそれらの者の代理として又は指示によって活動している者によって、直接又は間接に所有又は支配されている請負人。

(c) 安保理決議 1373(2001 年)

(i) テロ行為を行い、又は未遂し、あるいはテロ行為の実施に参加し、ないし容易にした個人又は団体

⁸ 勧告 6 は、決議 1267 (1999 年) の現在及び将来のすべての後継決議に適用される。この解釈ノートが発出される時点(2012年2月)において、決議 1267 の後継決議とは、1333(2000 年)、1367(2001 年)、1390(2002 年)、1455(2003 年)、1526(2004 年)、1617(2005 年)、1735(2006 年)、1822(2008 年)、1904(2009 年)、1988(2011 年)及び 1989 (2011 年)である。

⁹ 決議 1617 (2005 年) の主文 2 はさらに、アル・カーイダ又はウサマ・ビン・ラーディンとの「関係があること」の基準を定義している。

(ii) 本サブパラグラフのサブセクション 13(c) (i)によって指定された個人又は団体により、直接又は間接に所有又は支配されている団体

(iii) 本サブパラグラフのサブセクション 13(c) (i)によって指定された個人又は団体の代理として又はその指示によって活動している個人又は団体

勧告7の解釈ノート(拡散に関する対象を特定した制裁)

A. 目的

1. 勧告 7 は、各国に対し、大量破壊兵器の拡散に対する金融支援の防止及び阻止に関連する国連安保理決議に従って、各国に対し、国連安保理決議を遵守するための対象を特定した金融制裁¹⁰を実施することを求める。当該決議は各国に対し、国連憲章第7章に基づいて国連安保理で指定されたあらゆる個人又は団体¹¹について、遅滞なく資金その他資産を凍結し、いかなる資金その他資産が、これらに利用され、及びそれらの者の利益のために利用されないことを確保することを求める国連安保理決議を遵守するための、対象者を特定した金融制裁を実施するよう求める¹²。

2. 勧告 7 の義務は、大量破壊兵器の不拡散¹³に関する国際約束や安保理決議によって求められる刑事、民事又は行政的な調査又は手続における資金その他資産の取扱いに関する措置や義務を代替するものではない。勧告 7 の焦点は、安保理決議の要請にしたがい、拡散を行う者又は拡散に対する資金又はその他の資産の流入や、これらの者又は拡散によって資金その他資産が利用されることを止めることにおいて、必要かつ固有の予防措置であるということである。

B. 指定

¹⁰ 勧告 7 は、対象を特定した金融制裁に焦点を当てている。しかし、関連する安保理決議は、その範囲がさらに広く、(渡航禁止など)他の種類の制裁や他の種類の金融関連の対策(活動の目的を特定した禁止規定や監視・抑制など)を規定している。上記のその他の種類の金融制裁に関する規定に関し、FATF は、各国に対して関連する安保理決議の履行を検討することを促す拘束力のないガイダンスを発出している。拡散金融に関する対象を特定した金融制裁に関し、FATF はまた、各国に対して、関連する安保理決議の履行を検討することを促す拘束力のないガイダンスを発出している。

¹¹ 自然人又は法人

¹² 勧告 7 は、大量破壊兵器の拡散金融に関する対象を特定した金融制裁に係る全ての現行の安保理決議、その後継及び将来の決議が適用される。この勧告の発出の時点(2012年2月)においては、大量破壊兵器の拡散金融に関する対象を特定した金融制裁に係る全ての現行の安保理決議は、決議 1718(2006年)、1737(2006年)、1747(2007年)、1803(2008年)、1874(2009年)、及び1929(2010年)である。

¹³ 例えば、核不拡散条約、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約、及び安保理決議 1540(2004年)に定める要請事項などに基づく。これらの義務は、個別に存在し、勧告 7 及びその解釈ノートに定める義務とは別個に存在する。

3. 対象者の指定は、関連する決議の別添に規定されている安保理によって、または関連する決議によって設立される安保理委員会によって行われる。国連加盟国は、関連する安保理の委員会に対象者の指定を提案する特定の義務はない。しかし、実際に、委員会は加盟国からの指定の要請に依存している。決議 1718(2006 年)及び 1737(2006 年)は、関連する委員会が、これらの決議に基づく措置の実施を容易にするために必要となりうるガイドラインを策定することとしている。

4. 各国は、大量破壊兵器の拡散に対する金融支援における対象を特定した金融制裁を課す安保理決議に基づき、安保理に対して、指定のために個人及び団体を提案するための権限と、効果的な手続又はメカニズムを設立することを検討することができる。これに関連し、各国は次の要素を検討することができる。

(a) 次の事項に対して責任を有する、行政又は司法のいずれかの権限ある当局を特定すること。

(i) もし、当該当局がその旨を決定し、指定基準を裏付ける十分な証拠を有すると信じる場合には、決議 1718(2006 年)及びその後継決議¹⁴が定める特定の基準を満たす個人又は団体を、必要に応じて、指定のために 1718 制裁委員会に対し提案すること(関連する安保理決議にかかる個別の指定基準についてはセクションEを参照)

(ii) もし、当該当局がその旨を決定し、指定基準を裏付ける十分な証拠を有すると信じる場合には、決議 1737(2006 年)及びその後継決議¹⁵が定める基準を満たす個人又は団体を、必要に応じて、指定のために 1737 制裁委員会に対し提案すること(関連する安保理決議にかかる個別の指定基準についてはセクションEを参照)。及び、

(b)各国は、決議 1718(2006 年)、1737(2006 年)及びこれらの後継決議に定められた指定基準に基づいて、指定のための対象者を特定するメカニズムを有すること(関連する安保理決議にかかる個別の指定基準についてはセクションEを参照)。この手続は、適用される各国(超国家)の原則に則って、当該指定の提案が合理的な根拠又は基礎を有することを確保しなければならない。

(c)権限ある当局は、合理的な根拠又はそのように疑うにないし信じるに足る合理的

¹⁴ 勧告 7 は、決議 1718 に関連する全ての決議及び将来の後継決議に適用される。この解釈ノート発出の時点(2012 年 2 月)における 1718(2006 年)の後継決議は、1874(2009 年)である。

¹⁵ 勧告 7 は、決議 1737 に関連する全ての決議及び将来の後継決議に適用される。この解釈ノート発出の時点(2012 年 2 月)において、1737 の後継決議は、1747(2006 年)、1803(2008 年)及び 1929(2010 年)である。

な基礎に基づき、関連する決議の指定基準を満たす個人及び団体を特定するために、あらゆる関連する情報源から可能な限り多くの情報を収集又は要請するための適切な法的権限、手続又はメカニズムを有すること。

(d) 指定の提案を行うか否かを決定する際には、本解釈ノートのセクションEの基準を考慮に入れること。指定の提案について各国の権限ある当局は、自国の法制度における法的基準を適用し、人権を考慮し、法の原則を尊重し、そして善意の第三者の権利を認識する。

(e) 各国は、決議 1718(2006年)及びその後継決議に基づいて 1718 委員会に氏名を提案する場合、また決議 1737(2006年)及びその後継決議に基づいて 1737 委員会に提案する場合、次のことについての可能な限り詳細な情報を提供すること。

(i) 提案する氏名、特に、当該個人及び団体を正確かつ確実に特定できるだけの十分な識別情報、及び

(ii) 当該個人又は団体が指定に関連する基準を満たしていることの決定を裏付ける個別の情報(関連する決議の指定についての個別の基準はセクションEを参照)。

(f) 各国は、必要な場合には、すでに特定され、又は指定の提案が検討されている個人又は団体への事前通知ないし関与にかかわらず、一方的に運用することができる手続を有するべきである。

C. 指定された個人・団体の資産等の凍結及び取引の禁止

5. 各国は、次のとおり指定された個人及び団体に対して、遅滞なく対象を特定した金融制裁を実施する義務がある。

(a) 決議 1718(2006年)及びその後継の決議の場合、関連する決議の別添に規定されている安保理又は 1718 制裁委員会により、指定された者

(b) 決議 1737(2006年)及びその後継の決議の場合、関連する決議の別添に規定されている安保理又は 1737 制裁委員会により、指定された者

であって、これらの委員会が国連憲章第 7 章の権限により行動する場合。

6. 各国は、次の基準及び手続にしたがい、対象を特定した金融制裁を実施及び執行するための法的権限を確立し、また国内の権限ある当局を特定しなければならない。

(a) 各国¹⁶は、国内の全ての自然人及び法人に対して、遅滞なく、かつ制裁対象者に

¹⁶ 超国家的な主権を有する欧州連合 (EU) の場合、EU 法が適用される。指定された個

事前に通知することなく、指定された個人又は団体の資金その他資産を凍結することを求めなければならない。この義務は、次のものに及ぶ。

個別の大量破壊兵器の拡散の行為、計画、又は脅威に関係するものだけでなく、指定された個人又は団体によって、所有又は管理されている全ての資金その他資産；指定された個人又は団体によって全体もしくは一部が、直接若しくは間接に保有又は管理されている資金その他資産；指定された個人又は団体の代理として、若しくはそれらの者の指示によって行動する個人又は団体の資金その他資産に加え、指定された個人又は団体によって、直接又若しくは間接に、所有又は管理されている資金その他資産から派生し、生み出される資金その他資産。

(b) 各国は、自国民又は自国領域内のいかなる個人又は団体によって、すべての資金その他資産が、指定された個人又は団体に利用され、若しくは指定された個人又は団体の利益のために利用されることがないようにしなければならない。ただし、ライセンスを受けた者、認可を受けた者、関連する安保理決議に従って通知がなされている者を除く(下記セクションE参照)。

(c) 各国は、当該行動を起こした際に、速やかに金融機関及び DNFBPs に対して指定情報を通知するメカニズムを確保しなければならない。また、この資産凍結のメカニズムにおいては、特に、指定対象者の資金その他資産を有しているおそれのある金融機関及びDNFBPsを含むその他の個人又は団体に対し、明確なガイダンスを提供しなければならない。

(d) 各国は、金融機関及びDNFBPs¹⁷に対し、未遂に終わった取引を含み、関連する安保理決議の禁止要求にしたがって凍結した資産又は禁止した取引について、権限ある当局に報告すること求めるべきである。そして、当該情報は権限ある当局によって効果的に活用されることを確保しなければならない。

(e) 各国は、勧告7の義務の履行において、善意の第三者の権利を守る効果的な措置を講じなければならない。

(f) 各国は、金融機関及びDNFBPsによって、勧告7に基づく義務を規定する法令又は強制力ある措置により遵守されていることを監視し、確保するための適切な措置を講じなければならない。これらの法令又は強制力ある措置の不履行は、民事、行政又は刑事上の制裁の対象としなければならない。

人及び法人の資産は、EU 規則又はその改正によって凍結される。EU 加盟国は、凍結措置を実施するための追加的な措置を有しなければならない、EU 域内の全ての個人及び自然人は当該凍結措置

¹⁷ 安保理決議は国内の全ての自然人及び法人に適用される。

D. リストからの削除、凍結された資金その他資産の凍結解除及びアクセス提供

7. 各国は、当該国の判断では、指定された個人及び団体が指定の基準を満たさない又は満たさなくなった場合、安保理にリストからの削除を申請するための公知の手続を策定し、実施しなければならない。関連する制裁委員会がリストからその個人又は団体を削除した場合、凍結に係る義務はもはや存在しないこととなる。当該手続及び基準は、安保理決議 1730(2006 年)及びその後継決議に基づき、安保理により採択されたガイドライン又は手続に即したものでなければならず、その中には、当該決議で設立されたフォーカル・ポイント(focal point)メカニズムを含まなければならない。各国は、指定された個人及び団体が、決議 1730(2006 年)に基づき設立された focal point に対してリストからの削除を請願できるようにすべきであり、また、それらの者へ、focal Point に直接請願するよう通知しなければならない。

8. 指定された者と同一又は類似の名称で、誤って資産凍結手続の影響を被った個人又は団体(いわゆる「形式的に制裁対象者としてヒットした類似名義」(false positive))について、各国は当該個人又は団体が指定対象者と同一でないことを確認次第、当該者の資産凍結を直ちに解除するための公知の手続を策定し、実施しなければならない。

9. 各国が、決議 1718(2006 年)及び 1737(2006 年)に定める適用除外条件を満たしていると決定する場合、各国は、その手続に従って、資金その他資産へのアクセスを許可しなければならない。

10. 各国は、決議 1718(2006 年)又は 1737(2006 年)に基づいて凍結した口座に対し発生する利子又はその他の収入、若しくは当該口座が凍結対象に指定される前に締結した契約、協定又は義務に基づく支払について、当該利子その他の収入、及び支払が引き続きこれらの措置対象として凍結されることを条件に、許可しなければならない。

11. 決議 1737(2006 年)に基づく凍結措置は、次に該当する場合であって、指定された個人又は団体が、指定される前に締結した契約に基づいて行う支払を妨げるものではない。

(a) 関連する国が、当該契約は、関連する安保理決議が規定するいかなる禁制品、材料、部品、製品、技術、支援、訓練、金融支援、投資、取次、又はサービスに該当しないと判断した場合

(b) 関連する国が、当該支払が、直接又は間接に、決議 1737(2006 年)で指定された者により受領されないと判断した場合、及び

(c) 関連する国が、1373 制裁委員会に対し、そのような支払又は受領する意図がある旨を事前通知し、適当な場合には、凍結対象ではない資産、その他の金融資産又は経済資源を当該目的のために許可する意図がある旨を、許可の 10 日前に通知した場合¹⁸。

12. 各国は、対象となる資金その他資産を保有している可能性のある金融セクター及び DNFBPs に対して、リストの削除及び凍結解除を行った場合には、速やかにその旨を通知する連絡体制を確保しなければならないと、とりわけ、指定対象となっている資金その他資産を保有している可能性がある金融機関及び DNFBPs を含むその他の個人又は団体に対し、リストからの除外措置又は凍結解除措置を尊重する義務があることについて十分なガイダンスを提供するメカニズムを有さなければならない。

E. 国連の指定の基準

13. 関連する安保理決議において明記された指定の基準は次のとおりである。

(a) 決議 1718 (2006 年)

(i) 北朝鮮の核関連その他大量破壊兵器関連、弾道ミサイル関連計画に関与する個人又は団体

(ii) 北朝鮮の核関連その他大量破壊兵器関連、弾道ミサイル関連計画を支援する個人又は団体で、不法な方法による場合を含む

(iii) サブセクション 13(a) (i) 又は 13(a) (ii) で指定された個人又は団体の代理又はその指示によって行動する個人又は団体¹⁹、又は

(iv) サブセクション 13(a) (i) 又は 13(a) (ii) で指定された個人又は団体によって、直接又は間接に、所有され又は支配されている法人又は団体。

(b) 決議 1737 (2006 年)、1747 (2007 年)、1803 (2008 年)、1929 (2010 年)

(i) イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に従事する個人又は団体

(ii) イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に直接関与又は支援を行っている個人又は団体

¹⁸ 指定対象者が金融機関の場合、各国は、FATF が 2007 年 9 月に採択したガイダンスペーパー「大量破壊兵器の拡散に対抗するための安保理決議の金融措置の実施」の別添を検討すべきである。

¹⁹ これらの者の資金又は資産は制裁委員会によって別途特定されているか否かにかかわらず凍結される。

(iii) サブセクション 13(b) (i) 及び/又は 13(b) (ii) で指定された個人又は団体の代理又はその指示によって行動する個人又は団体、もしくは、13(a) (i) 又は 13(a) (ii) で指定された個人又は団体により所有され又は支配されている団体

(iv) 決議 1929(2010 年)により指定されたイスラム革命防衛隊(IRGC)に属する個人又は団体の代理又はその指示により行動する個人又は団体²⁰

(v) 決議 1929(2010 年)により指定されたイスラム革命防衛隊(IRGC)に属する個人又は団体により所有され又は支配されている団体で、不法な方法による場合を含む²¹

(vi) 決議 1929(2010 年)により指定されたイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライズ(IRISL)に属する団体の代理又はその指示により行動する個人又は団体

(vii) 決議 1929(2010 年)により指定されたイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライズ(IRISL)に属する団体により所有され又は支配されている団体で、不法な方法による場合を含む、又は

(viii) 指定された個人又は団体による、決議 1737(2006 年)、1747(2007 年)、1803(2008 年)、又は 1929(2010 年)の制裁の回避、若しくはこれら決議の規定の違反を支援した者として、安保理又は制裁委員会で指定された個人又は団体。

勧告8の解釈ノート(非営利団体)

A. 序論

1. 非営利団体(以下「NPO」という。)は、世界経済並びに多くの国の国民経済及び社会制度の中で、きわめて重要な役割を果たしている。NPOの取組は、世界中の恵まれない人々に対し、必要不可欠なサービスや、安らぎや、希望を提供するにあたって、政府及び企業部門の活動を補完している。一方、不幸にも、テロ資金供与に対する現下の国際的な取組を見ればわかるように、テロリストやテロリスト団体が、資金の調達や移転、後方支援の提供、テロリストの募集またはその他テロリスト団体やその活動への支援のため、NPOを悪用していることが明らかとなっている。こうした悪用は、テロ行為を促進するだけでなく、ドナーの信頼を損ね、NPOの廉潔性そのものをも脅かす。したがって、NPO部門をテロリストの悪用から保護することは、地球規模のテロとの闘いの重要な要素であると同時に、NPOの廉潔性維持のために必要な手段でもある。

²⁰ 同上

²¹ 同上

2. NPOは、様々な理由により、テロリストによる悪用に対し、脆弱でありうる。NPOは、一般社会の信頼を享受し、相当量の資金源へのアクセス権を有し、しばしば現金を集中的に扱う。さらに、世界的に展開するNPOの中には、テロ行為にさらされている地域やその周辺において、国内外の活動や、金融取引のための枠組みを提供しているものも頻繁にある。法的形態や国にもよるが、NPOは、政府の監督（例えば、登録、記録保存、報告や監視）の対象となっていない、もしくは監督が不十分であることが多く、あるいは、その設立に際し手続きがほとんど不要なことがある（例えば、技能または設立資本が不要、あるいは、被雇用者の身元確認が不要）。テロリスト団体は、テロ行為を匿うあるいは支援を目的として、NPO部門に浸透しNPOの資金や活動を悪用するため、NPOのこのような特徴を利用してきた。

B. 目的及び一般原則

3. 勧告 8 の目的は、NPO がテロリスト団体により、(i) 合法的な団体への偽装、(ii) 資産凍結措置を免れることを含む、テロ資金供与の仲介役として合法的な団体を不正に利用すること、(iii) 合法的な目的に意図された資金が秘密裏にテロ目的に流用されたことを隠したり、見えにくくしたりすること、のために悪用されないよう確保することである。この解釈ノートにおいて、これらの目的を達成するためにとられる手法は、以下の一般原則に基づく。

(a) テロリストやテロリスト団体が従来から行ってきたNPO部門の悪用は、(i) そのような悪用からの同部門の保護、及び(ii) テロリストまたはテロリスト団体に悪用されているNPO、または積極的にテロリストまたはテロリスト団体を支援しているNPOの特定及びこれらのNPOへの効果的な措置の実施、を各国へ求めている。

(b) NPO部門をテロリストの悪用から保護するために各国が採用する措置は、合法的な慈善活動を中断又は阻止するものであってはならない。むしろ、同部門の透明性を促進し、ドナー・コミュニティ全体や一般社会において、慈善資金及びサービスが、意図された合法的な受益者に到達しているという同部門に対する大きな信用を生み出すものであるべきである。あらゆるNPOの管理と機能に関する高度な透明性、廉潔性、一般社会からの信頼の達成を促進する制度は、同部門がテロ資金供与に悪用され得ないことを確固たるものにする上で不可欠である。

(c) テロリストまたはテロリスト団体に悪用されているNPO、または積極的にテロリストまたはテロリスト団体を支援しているNPOを各国が特定し、効果的な行動をとるために講じる措置は、テロ資金供与及びその他の形態のテロリストに対する支援を適切に防止し、訴追することを目的とすべきである。テロ資金供与またはその他の形態のテロリストに対する支援への関与が疑われるか、または関与するNPOが特定された場合には、各国の最優先事項は、そのようなテロ資金供与または支援を捜査し、停

止させることでなければならない。この目的のためにとられる措置は、無実かつ合法的な慈善活動の受益者に与える負の影響を、合理的に可能な限り回避すべきである。しかしながら、この考え方は、NPOによるテロ資金供与またはその他の形態のテロリストへの支援を停止させるという緊急の目的を促進するために、迅速かつ効果的な措置をとる必要に対する抗弁となるものではない。

(d) 官、民及びNPO部門間の協力関係を発展させることは、同部門におけるテロリストによる悪用と闘うための認識と能力の向上・育成に不可欠である。各国は、テロ資金供与に関連する問題に取り組むため、NPO部門への学術的研究の発展と部門内の情報共有を奨励すべきである。

(e) 各国の個々の部門間の多様性や、同じ部門の中であってもテロリストにより悪用される脆弱性の程度は異なること、また、合法的な慈善活動は継続的に発展するよう確保する必要があること及び各国におけるテロ資金供与対策にあてることのできる資源と権限が限られていることを前提とすれば、NPO部門へのテロリストの脅威に対処するにあたり、対象を絞った手法はきわめて重要である。

(f) NPO部門におけるテロ資金供与への国内対応を発展させる上で、常に変化するというテロ資金供与の脅威の特質と直面していることにかんがみ、その対応が時間とともに進化しうるものであることが求められることから、柔軟性もきわめて重要である。

C. 措置

4. 各国は、自国のNPO部門の見直しを行うこと、又は、NPO部門の活動や規模その他関係する特性に関する、時宜を得た情報を得る能力を有すべきである。このような評価を行うにあたり、各国は、その活動や特徴によりテロ資金供与²²に悪用されリスクのあるNPOの特徴や種類を特定するため、あらゆる入手可能な情報源を活用すべきである。各国は、テロ行為に対する同部門の潜在的な脆弱性に関する最新の情報を見直すことにより、定期的に同部門の評価の見直しを行うべきである。

5. テロリストによるNPOの悪用を特定、防止し、及びこれに対策を講じる手法は、多様な範囲にわたる。一方、効果的な手法としては、次の4要素のすべてを含んでいるものである。(a) 同部門へのアウトリーチ、(b) 監督または監視、(c) 効果的な捜査及び情報収集、及び(d) 国際協力のための効果的なメカニズム。以下の措置は、上記要素の各々に関して、各国が自国のNPO部門をテロ資金供与の悪用から保護するためにとるべき具体的な措置を表すものである。

²² 例えば、そのような情報は、監督者 (regulators) や、税当局、FIU、ドナー組織または法執行・情報当局により提供される。

(a) テロ資金供与の問題に関する NPO 部門へのアウトリーチ

(i) 各国は、あらゆる NPO の運営及び管理に関する透明性、廉潔性及び一般社会からの信頼を促進するための明確な政策を有するべきである。

(ii) 各国は、テロリストによる悪用やテロ資金供与のリスクに対する NPO の脆弱性及び NPO がそのような悪用から自らを守るための措置に関する、NPO 部門における認識を向上させるためのアウトリーチ・プログラムを奨励または実施すべきである。

(iii) 各国は、NPO 部門とともに、テロ資金供与のリスク及び脆弱性に対処するためのベストプラクティスの策定及び精緻化を行い、同部門をテロリストによる悪用から保護すべきである。

(iv) 各国は、可能な場合には、緊急の慈善及び人道上の懸念の存在する各国・地域における金融部門の能力のばらつきを念頭に置いた上で、NPO が規制された金融ルートを通じて取引を行うことを奨励すべきである。

(b) NPO 部門の監督または監視

各国は、NPO 部門への効果的な監督または監視を促進する手段を講じるべきである。実施面では、各国は、(1) 同部門の管理下にある財源のかなりの部分、及び(2) 同部門の国際的な活動の相当程度の割合を占める NPO に対して、以下の基準が適用されることについて、提示されることができるようになるべきである。

(i) NPO は、次の情報を保存すべきである。(1) 活動の目的、及び(2) 上級職員、役員会メンバーや理事を含め活動を所有、管理、または指揮する者の身元情報。この情報は、当該 NPO から直接、または適切な当局を通じて、一般に入手可能なものとすべきである。

(ii) NPO は、収入と支出の詳細を示した年次財務諸表を作成すべきである。

(iii) NPO は、許可又は登録されるべきである。この情報は権限ある当局により入手可能とすべきである²³。

(iv) NPO は、すべての資金が完全に把握されている状態を確保し、当該 NPO の活動の目的に沿った使い方がされることを確実にするために、適切な管理機能を有するべきである。

(v) NPO は、「自らの受益者や関連 NPO を知る」ルールに従うべきであるが、これは、

²³ テロ資金供与対策を目的とする特別な許可または登録の要件は、必要ではない。例えば、NPO がすでに税当局に登録され、税優遇措置（例えば税控除や免税）の適格性の観点から監視下にある国もある。

NPOがその受益者や関連NPOの身元、資格証明及び善良な地位を確認すべく最善の努力をすべきであるということの意味する。NPOは、主要なドナーの身元記録や機密保持に留意することについても、最善の努力をすべきである。

(vi) NPOは、資金が当該組織の目的に沿って使用されたことを立証する上で、十分に詳細な国内及び海外取引の記録を最低5年間、保持し、適切な権限に基づき権限ある当局が入手可能とすべきである。これは上記パラグラフ(i)及び(ii)で述べられている情報についても適用される。

(vii) 適切な当局は、NPOによるこの勧告²⁴の要請事項の遵守状況を監視すべきである。適切な当局は、NPOまたはNPOの代理人による違反行為に対し、効果的で、整合的かつ抑止的な制裁をとることを可能とすべきである²⁵。

(c) 効果的な情報収集及び捜査

(i) 各国は、可能な限りすべてのレベルで、NPOに関する情報を有する適切な当局または組織の間で、効果的な協力、調整、情報共有が行われるよう確保すべきである。

(ii) 各国は、テロ行為またはテロリスト団体に悪用されたり、または積極的にテロ行為またはテロリスト団体を支援したりする疑いのあるNPOを検証するための、捜査に関する専門性及び能力を有するべきである。

(iii) 各国は、捜査の過程における、特定のNPOの運営や管理に関する情報(財政及び事業に関する情報を含む)への完全なアクセスを確保すべきである。

(iv) 各国は、特定のNPOが、(1)テロリスト団体による資金調達の隠れ蓑であったり、(2)資産凍結措置を免れる目的を含む、テロ資金供与の受け皿として悪用されていたり、(3)合法的な目的からテロ目的に流用した資金を、テロリストまたはテロリスト団体の利益のために改めて秘密裏に流用されることを隠匿している疑いがある、または疑うに足る合理的な根拠がある時には、防止または捜査活動をとることを可能とするため、これらの情報が関連する権限ある当局の間で迅速に共有されることを確保するための、適切なメカニズムを構築すべきである。

(d) 懸念のある NPO に関する情報についての国際的な要請に対応する効果的な能力

²⁴ この文脈では、規則や規制とは、自主規制機関や認定機関による規則や基準を含む。

²⁵ この制裁措置の範囲は、口座の凍結、受託者の排除、罰金、資格の剥奪、免許停止や登録の廃止などが含まれる。これは、適当な場合において、非営利法人又はその代理として活動する者に対する民事、行政、又は刑事上の手続が並行して課されることを排除するものではない。

各国は、テロ資金供与もしくはその他テロリストを支援している疑いのある、特定のNPOに関する情報の国際的な提供要請に応えるため、国際協力に関連する勧告に沿って、適切な窓口及び手続を特定すべきである。

D. 監督、監視及び調査に関するリソース

6. 各国は、適切な当局に対し、NPO の監督、監視、調査のための適切な資金面、人的及び技術的なリソースを与えなければならない。

この勧告において用いられる特定用語集

「適切な当局」とは、公認機関や自主規制機関を含む権限ある当局をいう。

「関係非営利団体」には、国際的な関係非営利団体の外国支部も含む

「受益者」とは、NPO の事業を通じて、慈善、人道その他の性質の支援を受ける自然人又は自然人の団体をいう。

「非営利団体又は NPO」とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会又は共済目的のため、または他の慈善行為を実施するために資金を調達し、支出する法人、法的取極、もしくは法的組織をいう。

勧告 10 の解釈ノート(顧客管理)

A. 顧客管理及び内報

1. 顧客との関係の確立又は継続において、若しくは一見取引を行うときに、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があると疑われる場合には、金融機関は、以下のことを行うべきである。

(a) 継続顧客か一見顧客かを問わず、別段の規定の適用がない限り、適用除外や額とは無関係に、顧客及び受益者の身元確認及び照合²⁶に努めることが原則である。

(b) 勧告 20 に従って疑わしい取引の届出を FIU に提出すべきである。

2. 勧告 21 により、金融機関、その取締役、幹部職員、従業員は、疑わしい取引の届出又はその関連情報が FIU に報告されている事実を顧客に漏らすことは禁止される。こういう状況下で金融機関が顧客管理義務を実施しようとする、故意ではなくとも顧客に疑わしい取引の届出について察知され得るリスクがある。顧客に疑わしい取引の届出や捜査の可能性について察知されることは、その後、資金洗浄又はテロ資金供与の疑いについての捜査活動に支障をきたしかねない。

3. 従って、金融機関は、取引が資金洗浄又はテロ資金供与と関連があるとの疑いを持って、顧客管理手続の実施に際しては顧客が察知し得るリスクを考慮すべきである。顧客管理手続の実施が顧客又は潜在的な顧客に対する内報となると金融機関が合理的に判断する場合には、金融機関は顧客管理手続の実施を止めることができ、疑わしい取引の届出を行うべきである。金融機関は、その従業員が顧客管理を行うにあたり、当該問題について留意し、気を付けることを確保すべきである。

B. 顧客管理—顧客の代理人

4. 勧告 10 で規定されている、顧客管理措置の(a)及び(b)の要素を実施するとき、金融機関は、顧客を代理していると主張する者が正当な権限を有しているかどうかを照合することも求められるべきであり、当該代理人の身元確認及び照合を行うべきである。

C. 法人及び法的取極の顧客管理

5. 法人又は法的取極²⁷の形態をとる顧客との関係で顧客管理措置を行うとき、金融

²⁶ 信頼できる、独立した文書、データ又は情報については、この後、identification data (照合情報)のことをいう。

²⁷ 信託(又はその他の類似のもの)などの法的取極に言及のある勧告において、金融機関又はDNFBPの顧客であること又は取引を行うことは、受託者が受益者の代理又は信託の条件に従って取引を行う場合を指す。顧客が自然人又は法人である場合の通常の顧客管

機関は、当該顧客の身元確認及び照合を行い、その事業の性質、所有形態及び支配構造について理解すべきことを求められるべきである。下記(a)及び(b)に掲げる顧客及び受益者の身元確認及び照合に関する義務の目的は、第一に、業務関係に伴う潜在的な資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを適切に評価できるように顧客を十分に理解することにより、法人及び法的取極の非合法な利用を防止すること、第二に、当該リスクを軽減する適切な措置を講ずることにある。一つの手続における二つの要素として、これらの要請事項は、自ずと相互補完する性質のものである。この観点から、金融機関は以下の事項が求められるべきである。

(a)顧客の身元を確認し、その身元を照合すること。通常、この作業を行うために必要な情報の種類は次のとおりである。

(i)名称、法的形態及び実在性の証明—照合は、例えば、商業登記証明書、優良状態証明書、パートナーシップの合意、信託証書(deed of trust)、その他、顧客の名称、形態、実在性を証明できる信頼のおける独立した情報源からの文書を通して得られる情報による。

(ii)法人又は法的取極における上級管理職にある者の名前(例えば、法人の上級管理役員、信託の受託者)だけでなく、法人又は法的取極を規制し拘束する権限(例えば、企業の定款)

(iii)登録された事務所の住所、もし異なる場合には主たる事務所の場所

(b)以下の情報を通じた顧客の受益者の身元確認及び当該者の本人特定事項を照合するための合理的な措置²⁸をとること。

(i)法人²⁹に関しては、

(i.i)法人の最終的な支配的所有の地位を有する自然人の本人特定事項(法人又は法的取極めの所有関係³⁰は多岐にわたるため、そのような場合は、(単独又は合同のいずれであっても)支配する自然人が存在しないこともあり得る)、及び

(i.ii) (i.i)において当該支配的所有の権利を有する者が真の受益者であるのか疑い

理は、勧告10の解釈ノートのパラ4を含めて引き続き適用されるが、信託及び信託の受益者(定義したとおり)に関する追加的な要求事項もまた適用される。

²⁸ 身元の特定に関する措置の合理性を判断する場合において、顧客及び取引関係によってもたらされる資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを参照しなければならない。

²⁹ [i.i]から[i.iii]の措置は、互いに代替的なものではなく、一段階前の措置を適用し、受益者の特定ができなかった場合に各々を用いるという連鎖的に適用すべきものである。

³⁰ 支配関係は、当該企業の所有構造によって異なる。ある敷居値、例えば、ある企業の一定割合以上(例えば25%)を所有している者、などを用いることができる。

がある場合、又は所有権を有する自然人が存在しない疑いがある場合においては、(もし該当があれば)他の手段により当該法人又は法的取極の支配を行っている自然人の本人特定事項

(i.iii) (i.i) 又は (i.ii) において特定される自然人がいない場合、金融機関は、当該法人の上級管理職にある関連する自然人の身元確認及び照合のための合理的な措置をとるべきである。

(ii) 法的取極に関しては、

(ii.i) 信託—信託の設定者 (settlor)、受託者 (trustee)、(もし該当がある場合は) プロテクター(保護者)、受益者又は受益団体³¹、及びその他、信託に対して最終的かつ実質的な支配を行う自然人(支配関係の連鎖を通じて行われるものを含む)の身元

(ii.ii) その他の法的取極—上記と同等又は類似の立場にある者の身元

顧客又は所有権を有する者が株式市場に上場されている会社で情報開示義務が課されている者である場合(株式市場の規則、法律その他の強制力のある方法のいずれであっても)であって、その情報開示義務により真の受益者の適切な透明性確保が求められている場合、又は、当該企業により過半数の資本が保有されている子会社である場合には、当該企業の株主や受益者の身元確認及び照合をする必要はない。

関連する身元確認情報は、公の登録、顧客、又はその他の信頼できる情報源から入手してよい。

D. 生命保険契約の受取人の顧客管理

6. 生命保険その他の投資型保険事業において、金融機関は、顧客及び真の受益者の顧客管理措置に加えて、受取人が特定・指定され次第速やかに、次の顧客管理措置を講じなければならない。

(a) 個別に名義人となっている自然人、法人又は法的取極として特定された受取人—当該者の氏名(名称)を取得すること。

(b) 属性又は集団として指定された受取人(例えば、保険事故が起きた時点における配偶者又は子供)又は他の方法(例えば遺言)により指定された受取人—保険金の支払時に金融機関が受取人の身元確認を行うことができるだけの受益者に関する十

³¹ 属性、所属団体によって指定されている信託の受益者については、信託の払戻しを行う時点又は受益者が権利を行使しようとしたときに、金融機関が受益者の特定ができるよう、金融機関は十分な情報を入手すべきである。

分な情報の取得

上記(a)及び／又は(b)において集めた情報は、勧告11に従って記録・保存されなければならない。

7. 上記6(a)及び(b)双方の場合において、受取人の身元の照合は、保険金の支払の時点で行わなければならない。

8. 生命保険契約の受取人は、金融機関が厳格な顧客管理措置を適用するか否かを決定する際に関連するリスク要因として含まなければならない。法人又は法的取極である受取人が高リスクであると金融機関は判断する場合には、金融機関が行う当該厳格な顧客管理措置は、保険金の支払の時点で、受取人の真の受益者の身元確認及び照合の合理的な措置を含むものでなければならない。

9. 金融機関が上記パラ6～8を遵守できない場合には、疑わしい取引の届出の提出を検討すべきである。

E. 既の実施済みの特定及び確認措置への依存

10. 勧告10に定める顧客管理措置は、金融機関が当該顧客との取引の都度、顧客の身元確認及び照合を繰り返し行わなければならないことを意味するものではない。金融機関は、既を取得している情報の正確性に疑いを抱かない限り、すでに実施した身元確認及び照合の措置に依存することができる。金融機関が疑いを抱くような場合というのは、例えば、当該顧客に関して資金洗浄の疑いがある場合、又は顧客の口座が顧客の業務状況と整合性なく操作されているというような重大な変化がある場合などである。

F. 確認のタイミング

11. 通常取引関係を阻害しないために不可欠であるという理由で、業務関係確立後に身元の照合を完了させることが容認されるような事例には、(生命保険契約における受取人について上記で言及されているものに加えて)以下のものを含む。

- ・ 非対面取引。
- ・ 証券取引。証券業において、証券会社や仲介者は、顧客が連絡をした時点の相場状況にしたがって極めて速やかに取引を行わなければならないこと、並びに取引パフォーマンスのために、顧客の身元が完全に照合される前に取引を行うことが求められる。

12. 金融機関は、身元照合前に顧客が業務関係を利用することができる場合における、リスク管理手続についても採用する必要がある。この手続には、遂行可能な取引

の件数、種類及び／又は金額の制限、業務関係の種類から推測される標準を超えて履行される高額又は複雑な取引に対する監視といった、様々な措置を含まなければならない。

G. 既存顧客

13. 金融機関は、以前に当該顧客の顧客管理を行ったのか、それがいつであったか、またその際に入手した記録の適切性を考慮しつつ、実在性及びリスクをベースにして、既存顧客³²への顧客管理措置を行い、また適切なタイミングで既存の顧客関係の管理を行うよう求められなければならない。

H. リスク・ベース・アプローチ³³

14. 以下の例は、FATF の基準の義務的な要素ではなく、ガイダンスとして基準に含まれるものに過ぎない。この例示は包括的なものを意図したものではなく、また、有益な指標ではあるものの、全ての状況において関連するものでもない。

より高いリスク

15. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが通常よりも高いような状況があるときは、厳格な顧客管理措置がとられなければならない。顧客、国、又は地域の類型、及び個別の商品、サービス、取引、又はデリバリー・チャンネルに関連した資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを評価する場合、(勧告12から16で規定されたものに加えて)潜在的に高リスクな状況の例としては以下のものを含む。

(a) 顧客のリスク要因

- ・ 業務関係が異常な状況下で行われる(例:金融機関と顧客の間の地理的な距離が説明できないほど著しく離れている)
- ・ 顧客が非居住者である
- ・ 法人又は法的取極の形をとる個人的な資産保有形態である
- ・ 名義株主又は無記名株式を有する会社である
- ・ 取引が現金中心である
- ・ 会社の性質を考慮するに、当該会社の支配構造が異常又は過度に複雑である

³² 自国の規制が発効した日における既存顧客をいう。

³³ リスク・ベース・アプローチは、顧客管理が要求される状況においては適用されないが、当該措置の程度を決定するために適用することができる。

(b) 国又は地理的なリスク要因³⁴

- ・ 相互審査又は詳細な評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書などの信頼のできる情報源により、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策が取られていないとされた国
- ・ 例えば国連などで制裁、禁輸措置又は類似の措置の対象となっている国
- ・ 信頼のおける情報によって著しいレベルの汚職又は他の犯罪行為が行われていると特定された国
- ・ 信頼のおける情報によってテロ活動に資金提供又は支援を行っているとして特定され、もしくはその国の中で活動するテロ団体が指定された国又は地域

(c) 商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関するリスク要因

- ・ プライベートバンキング
- ・ 匿名による取引(現金取引を含む)
- ・ 非対面の業務関係又は取引
- ・ 素性の知れない又は業界や団体等に属さない第三者からの支払の受領

より低いリスク

16. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低い状況がある。このような状況では、当該国又は金融機関による適切なリスク分析が行われていることを条件に、金融機関に対して簡素化された顧客管理措置を許容することが合理的とされる場合がある。

17. 顧客の種類、国又は地域、個別の商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関連する資金洗浄及びテロ資金供与リスクを評価するとき、潜在的に低リスクな状況の例としては次のようなものを含む。

(a) 顧客のリスク要因

- ・ 金融機関及びDNFBP－FATF 勧告と統合的な資金洗浄・テロ資金供与対策の義務が課され、これらの義務を効果的に実施し、その遵守を確保するために効果的な監督又は監視下にあること。
- ・ 株式市場に上場し、(株式市場のルール、若しくは法令又はその他の法的強制力

³⁴ 勧告 19 において、各国は、FATF が金融機関に厳格な顧客管理を求めた場合には、これを行わなければならない。

のある手段のいずれかにより)開示義務が課されている公開会社で、受益者に関する適切な透明性確保が義務付けられている場合。

- ・ 行政組織又は公の団体。

(b)商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関するリスク要因

- ・ 保険料の低い生命保険契約(例:年間の保険料が1,000ドル・ユーロ以下又は一時払い保険料が2,500ドル・ユーロ以下)。
- ・ 解約条項がなく、保険証書が担保として利用できない年金保険契約。
- ・ 年金、退職手当、その他従業員に退職給付を付与する類似の仕組みで、給与から控除で掛け金が支払われ、当該仕組みにおいて、加入者の持分譲渡が禁じられているもの。
- ・ 金融包摂の目的から、適切に定義づけられ、特定の種類の顧客にのみサービスを提供する金融商品又は金融サービス。

(c)国のリスク要因

- ・ 相互審査又は詳細な評価報告書などの信頼のできる情報源により効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策が取られていると特定された国。
- ・ 信頼のおける情報によって汚職又は他の犯罪行為の水準が低いと特定された国。

リスク評価を行うに当たり、各国又は金融機関は、適当であると認めるときに、同じ国の異なる地方や地域における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを考慮することもできる。

18. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクの特定に当たってリスクが低いとされたことは、特に、継続している取引のモニタリングの場合などにおいて、自動的に同じ顧客が全ての種類の顧客管理措置において低リスクであることを意味するものではない。

リスク変数

19. 顧客、国又は地理的な場所、個別の商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを評価するとき、金融機関は、これらのリスクに関する変数を考慮しなければならない。これらの変数は、単独又は他のものと組み合わせて、潜在的なリスクを増減させることもあり、そのため、顧客管理措置の適切なレベルにも影響を与える。このような変数の例は次のとおりである。

- ・ 口座又は業務関係の目的
- ・ 顧客が預託している資産のレベル又は取引の規模
- ・ 業務関係の規則性又は期間

厳格な顧客管理措置

20. 明白な経済的又は法的目的のない、全ての複雑で、異常に規模の大きくかつ異常なパターンの取引について、金融機関は、合理的に可能な限り、その背景や目的を精査すべきである。資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが高い場合、金融機関は当該リスクに整合的な、厳格な顧客管理措置をとるよう求められるべきである。特に、金融機関は取引や活動の異常又は疑わしさを見極めるため、取引関係の監視の程度や性質を向上させるべきである。高リスクの業務関係に適用される厳格な顧客管理措置の例は次のとおりである。

- ・ 顧客に関する追加情報(例:職業、資産規模、公のデータベースやインターネットから入手可能な情報など)の入手並びに顧客及び受益者の身元情報のより頻繁な更新
- ・ 業務関係の所与の性質に関する追加情報の入手
- ・ 顧客の財源又は資金源に関する情報の入手
- ・ 予定されている又はすでに実行された取引の目的に関する情報の入手
- ・ 業務関係の開始又は継続に当たっての上級管理者の承諾の取得
- ・ 管理の回数やタイミングを増やすことによる取引関係のより厳格なモニタリング、及びより精査が必要な取引パターンの選別
- ・ 初回の支払を同様の顧客管理水準を有する銀行にある顧客の口座から行うことを求めること

簡素化された顧客管理措置

21. 資金洗浄及びテロ資金供与のリスクが低い場合には、金融機関は、低いリスクの性質を考慮した簡素化された顧客管理措置を行うことを許容される。簡素化された措置は、低いリスク要素と整合的でなければならない(例:簡素化された措置は顧客の受け入れと継続的なモニタリングにおいてのみ適用される)。可能な措置の例は次のとおりである。

- ・ 業務関係を確立した後に顧客及び受益者の身元を確認すること(例:口座取引が

定義された敷居値を超えた場合)

- ・ 顧客の身元確認情報の更新頻度を減らすこと
- ・ 合理的な金額基準に基づき、継続的な取引関係のモニタリングや取引の精査のレベルを引き下げること
- ・ 業務関係の目的や所与の性質を理解するための特定情報の収集や特定の措置の実施を行わず、取引の種類やすでに確立している業務関係から取引の目的や性質を推測すること

資金洗浄及びテロ資金供与の疑いがある場合や個別の高いリスクシナリオが当てはまるような場合、簡素化された顧客管理は認められない。

敷居値

22. 勧告 10 における一見取引の指定された敷居値は 15,000 ドル／ユーロである。この敷居値を超える金融取引は、取引が一回で行われても、又は複数回で行われる場合でもそれらが関連していると思われる場合を含む。

継続的な顧客管理

23. 金融機関は、特に顧客が高いリスクのカテゴリーに属する場合には、顧客管理の過程で収集された文書、データ又は情報を常に更新すべきであり、既存の記録の見直しによってそれらを関連づけることが求められるべきである。

勧告 12 の解釈ノート(重要な公的地位を有する者)

金融機関は、生命保険契約の受取人、及び／又は必要であれば、受取人の受益者が重要な公的地位を有する者かどうかを決定するための合理的な措置を講じるべきである。この措置は、遅くとも、保険金の支払のときまでに行われなければならない。高いリスクが発見された場合には、通常の顧客管理に加えて、金融機関は、次のことを行わなければならない。

- a) 保険金の支払の前に上級管理者に通知すること
- b) 保険契約者との業務関係全体に対する厳格な精査及び疑わしい取引の届出の提出を検討すること

勧告 13 の解釈ノート(銀行のコルレス取引)

金融機関が当該勧告に規定される基準(a)から(e)を適用すべき類似の業務関係には、例えば、証券取引又は資金移転取引において海外金融機関が主体、若しくはそ

の顧客のためのものを含むものとする。

「ペイアブル・スルー・アカウント(payable-through accounts)」とは、第三者が自己取引のために直接用いるコルレス口座を示す。

勧告 14 の解釈ノート(資金移動業者)

各国は、金融機関(FATF 勧告に定義されているとおり)として既に国内において免許制又は登録制の対象としている個人又は法人であって、資金移動業務が認められており、また、既に FATF 勧告の全面的適用義務が課されている場合は、個別の免許又は登録システムを課することを必要としない。

勧告 16 の解釈ノート(電信送金)

A.目的

1. 勧告 16 は、テロリストや他の犯罪者が資金移転のために電信送金に自由にアクセスすることを防ぎ、そうした不正利用を捕捉することを目的として策定されたものである。具体的には、電信送金における送金人及び受取人の基礎的情報が次の者に対して速やかに入手できることの確保を目的とする。

(a)テロリストその他の犯罪者を発見、捜査、訴追し、当該資産の追跡を行うことに協力する目的において、それらを遂行する適切な法執行当局及び/又は検察当局

(b)疑わしい又は異常な活動を分析し、必要に応じそれらの情報提供を行う FIU、及び

(c)疑わしい取引の特定及び届出の促進、テロリズム及びテロ資金供与の防止・抑止に関する国連安保理決議 1267 及びその後継決議、並びに安保理決議 1373 に基づき、資産凍結措置義務を実施、また、指定された個人及び団体との取引禁止を遵守する仕向、中継、被仕向金融機関。

2. これらの目的を達成するため、各国は、全ての電信送金を追跡する能力を有しなければならない。小額の電信送金によるテロ資金供与の潜在的脅威のため、各国は、取引が地下に潜ることのリスク、及び金融包摂の重要性を考慮しつつ、敷居値を最低限に設定するべきである。FATF としては、決済システムに悪影響を与えるような硬直的な基準を課すことや、画一的なプロセスを義務付けることを意図していない。

B.範囲

3. 勧告 16 は、シリアル送金及びカバー送金を含む国外電信送金と国内電信送金に適用される。

4. 勧告 16 は、以下の支払決済に適用されることを意図しない。

(a) クレジットカード、デビットカード又はプリペイドカードを用いて行われる商品及びサービスの購入に係る取引による資金移動であって、クレジットカード、デビットカード又はプリペイドカードの番号が全ての取引に付随する場合。ただし、クレジットカード、デビットカード又はプリペイドカードが、個人間の電信送金を実行するための決済システムとして利用される場合、当該取引は勧告 16 の適用対象とされ、必要な情報は送金メッセージに含まれなければならない。

(b) 送金人及び受取人の双方が自己資金取引を行う金融機関である場合の金融機関間の送金及び決済。

5. 各国は、国外電信送金について、最低敷居値(1,000 ドル／ユーロを超えない額)を適用する場合、以下の要件を適用するべきである。

(a) 各国は、金融機関が当該取引に次の情報を含めることを確保しなければならない。(i) 送金人の氏名・名称、(ii) 受取人の氏名・名称、(iii) 双方の口座番号又は固有の取引参照番号。こうした情報は、資金洗浄及びテロ資金供与の疑いが無い限り、その正確性の確認は必要としない。

(b) しかし、各国は、送金された敷居値以下の国外被仕向送金については、正確な必須送金人情報を含めることを求めることができる。

C. 敷居値を超える(qualified) 国外電信送金

6. 全ての適用敷居値を超える電信送金は、常に次の情報を含まなければならない。

(a) 送金人の氏名・名称

(b) 口座が取引のために使われている場合には、送金人の当該口座番号

(c) 送金人の住所、又は国民識別番号、又は顧客特定番号³⁵、又は生年月日・出生地

(d) 受取人の氏名・名称、及び

(e) 口座が取引のために使われている場合には、受取人の口座番号。

7. 口座がない場合には、取引を追跡することが可能な固有の取引参照番号を付記

³⁵ 顧客特定番号は、仕向金融機関において送金人を独自に特定する番号を示し、パラ 7 で言及する固有の取引参照番号とは異なる番号である。顧客特定番号は、仕向金融機関に保有される次の情報のうち、少なくとも一つを記録に含まれなければならない—顧客の住所、国民識別番号又は誕生日及び出生地。

すべきである。

8. 単一の送金人からの複数の国外電信送金が受取人への移転のためにひとつのバッチファイルにまとめられる場合には、送金人の口座番号又は固有の取引参照番号(上記パラ 7 に記したとおり)が含まれており、当該バッチファイルが正確な必須送金人情報、及び必須受取人情報を含み、受け取り側の国において完全に追跡が可能な場合には、パラ 6 の送金人情報にかかる必要事項を免除することができる。

D. 国内電信送金

9. 国内電信送金に付記される情報は、被仕向金融機関及び適切な当局が、代替手段により、その情報が入手可能な場合でなければ、国外電信送金で示された送金人情報を付記しなければならない。国内の電信送金に付記される情報が、被仕向金融機関及び適切な当局によって代替手段により入手可能な場合、仕向金融機関は、取引をさかのぼって送金人又は受取人を追跡することが可能となる口座番号又は固有の取引参照番号のみの付記が必要とされる。

10. 当該情報は、被仕向金融機関又は適切な権限ある当局からの要請を受けてから 3 営業日以内に、仕向金融機関において入手可能でなければならない。法的執行機関は、当該情報の速やかな提供を命令することができるべきである。

E. 仕向、中継及び被仕向金融機関の責任

11. 仕向金融機関は、敷居値を超える電信送金が、正確な必須送金人情報、及び必須受取人情報が付記されることを確保しなければならない。

12. 仕向金融機関は、適用されるいかなる敷居値以下の国外電信送金についても送金人の氏名・名称、受取人の氏名・名称、両者の口座番号、又は固有の取引参照番号が付記されることを確保しなければならない。

13. 仕向金融機関は、勧告 11 に即して、収集された全ての送金人情報及び受取人情報を保持しなければならない。

14. 上記の要請事項を満たさない場合、仕向金融機関は、当該電信送金の決済処理を容認すべきではない。

中継金融機関

15. 国外電信送金に関し、一連の電信送金において中継金融機関としての要素を担う金融機関は、電信送金に付記された送金人及び受取人に関する全ての情報が保持されることを確保しなければならない。

16. 技術的な制約から、国外電信送金に付記された必須送金人情報又は必須受取人情報を関連する国内電信送金において維持することができない場合には、仕向金融機関又は他の中継金融機関から受領した全ての情報に関する記録を、その情報を受領した中継金融機関において最低 5 年間、保持されなければならない。

17. 中継金融機関は、必須送金人情報又は必須受取人情報が欠如した国外電信送金を特定するための合理的な措置を講じなければならない。当該措置は、ストレート・スルー・プロセッシングと統合的でなければならない。

18. 中継金融機関は、次のことを決定するためのリスクに応じた効果的な方針及び手続を有しなければならない。それらは、(i) 必須送金人情報又は必須受取人情報が欠如した電信送金の実施、謝絶又は一時保留、及び(ii) 適切なフォローアップ対応である。

被仕向金融機関

19. 被仕向金融機関は、必須送金人情報又は必須受取人情報が欠如している国外電信送金を特定するための合理的な措置を講じなければならない。当該措置には、可能であれば、事後的なモニタリング又は可能な場合にはリアルタイムのモニタリングを含む。

20. 敷居値を超える電信送金について、受取人の身元確認が以前に行われていなかった場合、被仕向金融機関は、受取人の身元確認を行い、勧告 11 に即して当該情報を保持しなければならない。

21. 被仕向金融機関は、次のことを決定するためのリスクに応じた効果的な方針及び手続を有しなければならない。それらは、(i) 必須送金人情報又は必須受取人情報が欠如した電信送金の実施、謝絶又は一時保留、及び(ii) 適切なフォローアップ対応である。

F. 資金移動業者

22. 資金移動業者は、業務を行う国において、直接又はエージェントを通じて業務を行う場合には、勧告 16 に即した関連義務全ての遵守が求められなければならない。資金移動業者が電信送金の送金人及び受取人の双方の役割を担う場合は以下のとおり。

(a) 疑わしい取引の届出を出すべきかどうかを決定するため、送金人及び受取人双方からのすべての情報を考慮すること、及び

(b) 疑わしい電信送金によって影響を受けるいかなる国においても疑わしい取引の届

出を提出し、また FIU に対して関連する取引の情報を入手できるようにしなければならない。

この勧告において用いられる特定用語集

「正確な」とは、その正確性が確認された情報のことをいう。

「バッチ送金」とは、最終的な受取人が異なるあるいは同一人物宛の複数人の個別の電信送金を一本にまとめ、同じ金融機関へ発信される電信送金をいう。

「受取人」とは、依頼のあった電信送金の受取人として、送金人に指定された自然人、法人又は法的取極をいう。

「被仕向金融機関」とは、仕向金融機関から、直接又は中継金融機関を経由した電信送金を受け取り、受取人に支払を行う金融機関をいう。

「カバー送金」とは、送金メッセージは仕向金融機関から被仕向金融機関に直接送付されるが、支払い指図の経路は仕向金融機関から被仕向金融機関へ、一つ又は複数の中継金融機関を介して行われる電信送金をいう。

「国外電信送金」とは、仕向金融機関及び被仕向金融機関が異なる国に所在する場合に行われる電信送金をいう。この定義は、最低ひとつの金融機関が別の国に所在している場合の一連の電信送金についても用いられる。

「国内電信送金」とは、仕向及び被仕向金融機関が同じ国に所在する場合の電信送金をいう。この定義は、仮に送金メッセージのシステムが国外に所在している場合でも、ある国の中だけで完全に行われる一連の電信送金を指す。この定義は、欧州経済地域内 (EEA)³⁶ で行われる一連の電信送金も含まれる。

「中継金融機関」とは、シリアル又はカバー送金において、仕向金融機関、被仕向金融機関又はその他の中継金融機関の代わりに電信送金を受け取り、発信する金融機関をいう。

「仕向金融機関」とは、電信送金依頼に基づき、送金依頼人のために当該電信送金の開始及び資金移転を行う金融機関をいう。

「送金人」とは、自らの口座から電信送金を行うことができる口座保有者、又は、口座が存在しない場合には、仕向金融機関に電信送金を指示する自然人又は法人をいう。

³⁶ 勧告 16 の遵守のため、及びその遵守状況の審査に限定して、超国家的であるとの指定を受けるために FATF に対して申請することができる。

「**一定の要件を満たした電信送金**」とは、勧告 16 の解釈ノートパラ5に規定され、適用される敷居値を超える国外電信送金をいう。

「**必須**」とは、求められる情報の全ての要素が示されている状態を指す。サブパラグラフ 6(a) (b) (c) は「**必須送金人情報**」を、6(d) (e) は、「**必須受取人情報**」を指す。

「**シリアル送金**」とは、電信送金及びそれに付記する送金メッセージが仕向金融機関から被仕向金融機関に直接に、ひとつ又は複数の中継金融機関(例えば、コルレス銀行)を経由して運ばれる一連の電信送金をいう。

「**ストレート・スルー・プロセッシング**」とは、手作業による処理によらず、機械的に処理される支払決済取引をいう。

「**固有の取引参照番号**」とは、電信送金に用いられる支払及び決済システム、又はメッセージシステムの手続に即して、支払サービスプロバイダーにより決定される文字、数字又は記号の組み合わせをいう。

「**電信送金**」とは、送金人のために金融機関を通じて電子的方法により、被仕向金融機関の受取人に資金を移転するための取引をいう。送金人と受取人が同一人物であるか否かを問わない³⁷。

勧告 17の解釈ノート(第三者への依存)

1. この勧告は、アウトソーシング(外部委託)やエージェント(代理店)との関係には適用されない。顧客管理を第三者に依存する場合、当該第三者は勧告 10、及び 11 にしたがって、顧客管理及び取引記録の保存義務が課され、また、規制、監督又は監視されなければならない。第三者は通常、顧客との間に既存の業務関係を有し、顧客管理を依存した者と顧客との関係からは独立し、顧客管理措置を実施するための独自の手続を適用する。これは、外部委託された業者が委任をした金融機関の手続に従って当該金融機関の代わりに顧客管理措置を行うような、外部委託又は代理の場合と区別して捉えることができる。そしてそのような場合は、外部委託された業者による手続の効果的な実施については、委任をした金融機関の管理の対象となる。
2. 勧告 17 の目的の関係で、「**関連する権限ある当局**」とは、(i)グループとしての政策及び管理の理解に影響を与える本国の当局、及び(ii)支店・現地子会社を管

³⁷ 電信送金の決済は、ネットィングの取極で行われる場合がある。この解釈ノートは、受取人に対する資金の支払を可能にするために、中継金融機関を経由される場合も含めて、仕向金融機関から被仕向金融機関へ送付される指図に含まれなければならない情報に関するものである。金融機関の間でのいかなるネットィングもパラ 4 (b) により免除することができる。

轄する本国の当局をいう。

3. 「第三者」とは、監督又は監視の対象となり、勧告 17 の要請を満たしている金融機関又は DNFBP をいう。

勧告18の解釈ノート(内部管理、外国の支店及び子会社)

1. 金融機関の資金洗浄・テロ資金供与対策のプログラムは次のものを含まなければならない。
 - (a) 適切な法令遵守の管理を含む、内部の方針、手続、及び管理、そして従業員の雇用に当たり高い水準を確保するための適切な審査手続を構築すること
 - (b) 継続的な従業員の訓練プログラム、及び
 - (c) 当該システムを監視するための独立した監査機能。
2. 講じられるべき措置の種類や範囲は、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクや事業の規模に対して適切なものでなければならない。
3. 法令遵守の管理規定は、役員レベルにおけるコンプライアンスオフィサーの任命を含まなければならない。
4. 資金洗浄・テロ資金供与対策に関する金融グループのプログラムは、全ての支店及び過半数の資本を有するグループの子会社に適用されなければならない。このプログラムには、上記(a)から(c)の措置を含み、それは、支店や過半数の資本を有する子会社の業務にとって適切なものでなければならない。このプログラムは、支店や過半数の資本を有する子会社のレベルにおいて効果的に実施されなければならない。このプログラムには、顧客管理、資金洗浄及びテロ資金供与のリスク管理目的のための情報共有の方針及び手続を含まなければならない。グループレベルでの法令遵守、監査、及び／又は資金洗浄・テロ資金供与対策の機能に対し、資金洗浄・テロ資金供与対策の目的のために必要である場合、支店及び子会社から顧客情報、口座情報、取引の情報が提供されなければならない。守秘義務及び交換情報の利用に関する適切なセーフガードが設けられなければならない。
5. 外国での事業活動に関しては、ホスト国における最低限の資金洗浄・テロ資金供与対策の義務が本国のものよりも厳格でない場合には、金融機関は当該国に所在する支店及び過半数の資本を有する子会社において、当該国の法令や規則が許す限りにおいて、本国の義務を履行しなければならない。もし当該国の法令がそれを許さない場合には、金融グループは、資金洗浄及びテロ資金供与のリスク

を管理するための適切な追加的措置を講じるとともに、本国の監督当局に通知しなければならない。追加的措置が不十分である場合には、本国の権限ある当局は、必要に応じて、当該金融グループに対して当該国での業務停止の要請などの追加的な管理を含む更なる監督措置を講じることが検討しなければならない。

勧告19の解釈ノート(リスクの高い国)

1. 金融機関によって実施される厳格な顧客管理措置は、勧告 10 の解釈ノートのパラ 20 に規定する措置及びリスクを低減させるための他の類似の措置を含む。
2. 各国によって講じられるべき措置は次のもの及びリスクを低減させるための他の類似の措置を含む。
 - (a) 厳格な顧客管理の個別要素を適用することを金融機関に求めること
 - (b) 金融取引に関連する厳格な形での報告体制又はシステムティックな報告制度の導入
 - (c) 懸念国の金融機関の子会社、支店、駐在員事務所の設置の拒否、又は適切な資金洗浄・テロ資金供与対策を有しない国の金融機関であることに留意すること
 - (d) 懸念国における支店又は駐在員事務所の設置の禁止、又は適切な資金洗浄・テロ資金供与対策を有しない国に、支店又は駐在員事務所が所在することとなることに留意すること
 - (e) 懸念国又は懸念国の人との業務関係又は金融取引を制限すること
 - (f) 顧客管理の各要素の実施に関して、金融機関が懸念国に所在する第三者に依存することの禁止
 - (g) 懸念国の金融機関とのコルレス関係を見直し、修正すること、又は必要があれば停止を求めること
 - (h) 懸念国に拠点を置く金融機関の支店及び子会社に対する検査及び／又は外部監査の強化を求めること
 - (i) 懸念国に所在する支店及び子会社との関連で金融グループに対する外部監査の強化を求めること

金融機関が、他国の資金洗浄・テロ資金供与対策の脆弱性に関する懸案についての情報を確実に受け取ることができるよう、実効的な措置を講じなければならない。

勧告20の解釈ノート(疑わしい取引の届け出)

1. 勧告 20 における犯罪活動とは、資金洗浄の前提犯罪を構成する全ての犯罪行為、又は、最低限、勧告 3 で求められている前提犯罪を構成する犯罪を意味する。各国は前者の選択肢を採用することが強く奨励される。
2. 勧告 20 におけるテロ資金供与とは、個別の単独または複数のテロ行為との関連がなくとも、テロ行為、及びテロ組織又は個人テロリストへの資金供与を指す。
3. 未遂に終わった取引を含め、全ての疑わしい取引は、取引の額に関係なく届出が行われるべきである。
4. 報告義務は、直接的な強制的義務でなければならず、資金洗浄罪、テロ資金供与罪又は他の犯罪の訴追を行うためであろうとなかろうと、いかなる間接的又は黙示的な疑わしい取引の届出義務(いわゆる「間接報告」)も受け入れられない。

勧告22及び23の解釈ノート(DNFBPs)

1. 取引に関する指定された敷居値は次のとおりである。
 - カジノ(勧告 22): 3,000 ドル/ユーロ
 - 貴金属・宝石商の現金取引(勧告 22、23): 15,000 ドル/ユーロ

敷居値を超える金融取引は、1 回の取引で行われる場合又は関連するとみられる複数回の取引で行われる場合を含む。

2. 適当である場合、金融機関への解釈ノートは DNFBPs にも適用される。勧告 22 及び 23 を遵守するため、各国は、弁護士、公証人、会計士その他の DNFBPs にも適用される法律または他の強制力のある措置を講じる必要はない。ただし、これらの職種又は職業専門家の基本活動が、法律その他の強制力のある手段に包含されている場合に限る。

勧告22の解釈ノート(DNFBPs の顧客管理)

1. 不動産業者は、不動産の購入者及び販売者の双方の立場において、勧告 10 の要請を遵守しなければならない。
2. カジノは、顧客との間で 3,000 ドル/ユーロ以上の金融取引を行う場合には、顧客の身元確認及び照合を含む勧告 10 の措置を実施しなければならない。カジノへの入場時点における顧客の確認は必ずしも必要ではないが、十分なものである。各国はカジノに対し、特定の顧客についての顧客管理情報と、顧客がカジノで行った取引をリンクさせることができるよう求めなければならない。

勧告23の解釈ノート(DNFBPs のその他の措置)

1. 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び独立法律専門家として活動する会計士は、当該関連情報が、法律専門家の守秘義務又は法律専門家の秘匿特権に服する状況下において得られたものである場合には、疑わしい取引の届け出を行うことを義務づけられない。
2. 法律専門家の秘匿特権又は職業上の守秘義務に服する問題であるかは、各国が決定すべきである。一般的にこれに含まれるものとしては、(a)顧客の法的地位を確認している過程において、又は(b)司法、行政、仲裁、調停の手続中あるいはそれらに関して、依頼人の弁護又は代理行為を遂行する過程において、弁護士、公証人又は独立法律専門家が、顧客から受け取った、又は顧客を通じて入手した情報が考えられる。
3. 各国は、自主規制機関が、FIU との間に適切な協力体制がある場合には、弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士が、適切な自主規制機関に対して、疑わしい取引の届出を行うことを認めてよい。
4. 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び独立法律専門家として活動する会計士が、顧客が違法な活動に従事することを思いとどまらせようと努める場合、このことは内報に該当しない。

勧告24の解釈ノート(法人及び法的取極めの透明性及び真の受益者)

1. 権限ある当局は、国内において創設された³⁸ 会社及び他の法人の受益所有及び支配に関する十分で、正確かつ最新の情報(受益所有者情報³⁹)の取得、又は、そのような情報への時宜にかなったアクセスができなければならない。各国は、下記に規定された最低限の要求の遵守が求められるが、この目的を達成するために依拠するメカニズムを選択することができる。また、各国が目的を達成するためには、複数のメカニズムを組み合わせて用いることが必要となる可能性が非常に高い。
2. 法人に関する十分な透明性を確保するためのプロセスの一部として、各国は下記のメカニズムを持たなければならない。

(a) 国内の法人の類型、形態及び基本的特徴の違いを特定し、説明すること

(b) (i) 法人の創設、(ii) 基本情報及び受益所有者情報の取得と記録、のため

³⁸ 法人の創設とは、会社の設立又はその他に用いられる方法を含む。

³⁹ 法人の受益所有者情報とは、勧告10の解釈ノート・パラグラフ5(b)(i)で述べられている情報である。勧告10の解釈ノート・パラグラフ5(b)(i)で述べられている支配株主については、例えば会社持分の一定割合(例えば25%)超を所有している者とするなど、敷居値を設けることができる。

のプロセスを特定し、説明すること

(c) 上記の情報を公的に入手できるようにすること、及び

(d) 国内で創設される異なる類型の法人に関するマネロン・テロ資金供与のリスクを評価すること

A. 基本情報

3. 会社の受益所有者が誰であるかを特定するために、権限ある当局は、少なくとも会社の法的所有者及び支配構造についての情報を含む、会社に関する一定の基本情報を求める。この情報には、会社の地位及び権限並びにその株主及び取締役についての情報を含む。
4. 国内で創設されたすべての会社は、会社登録機関⁴⁰の中に登録されなければならない。受益所有者情報の取得と記録のために、どのメカニズムの組み合わせを利用する場合でも(セクション B 参照)、必要条件として会社⁴¹により取得及び記録される必要のある会社の基本情報一式が存在する。会社により取得及び記録されなければならない最低限の基本情報は、次のものである。
 - (a) 会社名、設立証明、法的形態及び地位、登録オフィスの住所、基本管理権限(例:基本定款及び通常定款)、取締役のリスト、及び
 - (b) 株主と会社構成員の氏名、各株主⁴²に保有されている株式の数及び株式の種類(それらに係る議決権の性質を含む)が記載された株主又は会社構成員の名簿
5. 会社登録には、上記4(a)に定められたすべての基本情報を記録しなければならない。
6. 会社は、4(b)に定められた基本情報を、その登録されたオフィス又は会社登録機関に通知された別の場所のどちらかで、国内において保持しなければならない。しかし、仮に会社もしくは会社登録が国内において受益所有者情報を保有している場合には、会社が要求に応じて速やかにこの情報を提供できる限り、株主名簿が国内に所在する必要はないものとする。

⁴⁰ Company registry(会社登録機関)とは、国内にて設立され又は認可を受けている会社の国内登録を指し、通常は設立当局により、又は設立当局のために維持されている。会社自身により、又は会社自身のために保有されている情報を指すものではない。

⁴¹ 当該情報は、会社自身が記録することも、当該会社の責任により第三者が記録することもできる。

⁴² 登記されたすべての株式の名義株主に適用される。

B. 受益所有者情報

7. 各国は、(a)会社の受益所有者情報が当該会社によって取得され、国内の特定された場所にて入手可能とされること、又は(b)権限ある当局により会社の受益所有者が時宜にかなって特定され得るようなメカニズムが存することのいずれかを確保しなければならない。
8. パラグラフ7の義務を果たすため、各国は、下記のいずれかもしくは複数のメカニズムを用いなければならない。
 - (a) 会社又は会社登録機関に、会社の受益所有者情報を取得し最新の情報に保つことを求めること
 - (b) 会社に、会社の受益所有者情報を取得し最新の情報に保つための合理的な措置⁴³をとることを求めること
 - (c) (i) 勧告 10 及び 22⁴⁴ に従い、金融機関及び/又は DNFBPsによって取得された情報、(ii) 他の権限ある当局(例: 会社登録機関、税務当局もしくは金融その他の規制当局)によって保有されている、会社の法的所有及び受益所有に関する情報、(iii) 上述のセクション A で求められるところにより会社が保有する情報、及び(iv) 情報開示義務(証券取引所のルールによるもの又は法律若しくは法的拘束力のある手段によるもの)が受益所有の十分な透明性を確保することを求めている場合には、証券取引所に上場している会社に関する入手可能な会社情報、を含む、既存の情報を利用すること。
9. 上記のうちどのメカニズムが用いられているかにかかわらず、各国は、受益所有者の特定において、会社が権限ある当局と可能な限り最大限の協力をすることを確保しなければならない。これにおいては、以下のことを含む。
 - (a) すべての基本情報及び入手可能な受益所有者情報を提供すること及び当局に対して追加的な協力をすることについて、国内に居住する一人又は複数の自然人が、会社⁴⁵によって権限を与えられ、権限ある当局に対して責任を有することを求めること、及び/又は、
 - (b) すべての基本情報及び入手可能な受益所有者情報を提供すること及び当局

⁴³ 採られる措置は、会社の所有構造又は支配株主の性質に起因するリスク又は複雑性のレベルに見合ったものであるべきである。

⁴⁴ 各国は、会社が国内金融機関に口座を持つかどうかを、時宜にかなって判定することができるべきである。

⁴⁵ 会社の取締役会の構成員又は上級経営者には、会社からの特別な権限委任を必要としない。

に対して追加的な協力をすることについて、国内の DNFBP が会社によって権限を与えられ、権限ある当局に対して責任を負うことを求めること、及び/又は、

(c) 国によって特に認められた、効果的に協力を確保し得る他の同様な措置

10. 上述されたすべての者、当局及び主体並びに会社自ら(もしくは管財人、清算人又は会社の解散に関与する他の者)は、会社が解散し又はそれ以外の理由により消滅した日から少なくとも5年間、もしくは専門仲介業又は金融機関の顧客でなくなった日から5年間は、上述の情報と記録を保存しなければならない。

C. 最新かつ正確な情報への時宜にかなったアクセス

11. 各国は、会社登録機関に提供された情報を含む基本情報が正確かつ時宜にかなって更新されたものであることを確保するためのメカニズムを持たなければならない。各国は、パラグラフ 7 で述べられたすべての入手可能な情報が正確かつ可能な限り最新の情報であること、情報に変更があった後合理的な期間内に情報が更新されるべきことを求めなければならない。
12. 権限ある当局、とりわけ法執行機関は、関係する当事者によって保持される基本情報及び受益所有者情報に時宜にかなってアクセスすることができるために必要なすべての権限を持たなければならない。
13. 各国は、会社登録機関に対し、それらが保有する公の情報及び最低限上記パラグラフ4(a)で述べられた情報について、金融機関、DNFBPs 及び他の権限ある当局による時宜にかなったアクセスを促進するよう求めるべきである。各国はまた、金融機関及び DNFBPs による、上記パラグラフ4(b)で述べられた情報への時宜にかなったアクセスを促進することも検討すべきである。

D. 透明性への障害

14. 各国は、例えば、次に掲げる一つ又は複数のメカニズムを適用することにより、無記名株式や無記名新株予約権の悪用防止のための措置をとるべきである。(a)それらの禁止、(b)記名株式又は記名新株予約権への転換(例えば、証券の電子化を通じて)、(c)規制に服する金融機関又は専門仲介業者による保有を求めることにより、それらを譲渡不可能なものにすること、又は(d)支配的持分を有する株主に対して会社への届出を求め、また、会社に対して当該株主の身元を記録するよう求めること。
15. 各国は、例えば、次に掲げる一つ又は複数のメカニズムを適用することにより、名目株式や名目上の取締役の悪用防止のための措置をとるべきである。(a)名

目上の株主や名目上の取締役がその任命者の身元を会社や関係登録機関に開示し、この情報が関連する登録簿に含まれるよう求めること、又は(b)名目上の株主や名目上の取締役が免許を受け、その名目上の地位が会社登録機関に登録され、また、それらの者がその任命者の身元情報を保有し、権限ある当局の要請により入手可能な状態に置くよう求めること。

E. 他の法人

16. 財団、営造物 (Anstalt) 及び有限責任組合については、各国は、形態や構造の違いを考慮に入れて、会社に求められるものと類似の措置を講じ、類似の義務を課すべきである。
17. 他のタイプの法人については、各国は、適切なレベルの透明性を実現することを目的に、それら他の法人の形態や構造の違い及びそれぞれのタイプの法人に関する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクのレベルを考慮に入れるべきである。各国は最低限、それらの法人により、類似するタイプの基本情報が記録され、正確かつ最新の状態に維持されること、及びそれらの情報について、権限ある当局が時宜にかなった方法によりアクセス可能であることを確保すべきである。各国はそれら法人に関する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを検討し、リスクのレベルに応じて、それらの法人に係る十分で、正確かつ最新のそれら法人に係る受益所有者情報に権限ある当局が時宜にかなってアクセスできることを確保するために構すべき措置を決定すべきである。

F. 責任と制裁

18. 本解釈ノートにおける義務を遵守する明示的な責務のほか、義務を適切に遵守しないすべての法人及び自然人の責任及びそれらに対する効果的で、整合的かつ抑止的な制裁が規定されるべきである。

G. 国際協力

19. 各国は、勧告 37 及び 40 に従い、基本情報及び受益所有者情報に関して、迅速、建設的かつ効果的に国際協力すべきである。これは、次のことを含む。(a)海外の権限ある当局が会社登録機関に保持されている基本情報にアクセスしやすくすること、(b)株主情報の交換、(c)海外当局のため、受益所有者情報を取得するための国内法上の権限を行使すること。各国は、基本情報及び受益所有者情報の提供要請又は海外に居住する受益所有者の特定に係る協力要請に対して他国から受けた協力の質を監視すべきである。

勧告25の解釈ノート(法的取極めの透明性及び真の受益者)

1. 各国は、自国法に準拠する明示信託の受託者に対し、信託に関する十分で、正確かつ最新の受益所有者情報入手し保持することを求めるべきである。この場合、信託設定者、受託者、(該当する場合)保護者、受益者又は受益者クラス、及び信託に最終的に実効的なコントロールを行使するあらゆる自然人の身元に関する情報を含むべきである。各国はまた、自国法に準拠する信託の受託者に対し、投資アドバイザー・マネージャー、会計士、及び税アドバイザーを含む他の規制下にあるエージェント及びサービス提供機関に関する基本情報を保持することを求めるべきである。
2. すべての国は、受託者として取引関係を新たに確立するとき又は敷居値を上回る一見取引を行うときには、金融機関及び DNFBPs に対して受託者としての地位を開示することを確保するための措置を講じるべきである。受託者は、権限ある当局へ、信託⁴⁶に関するあらゆる情報を提供すること、要請によって金融機関やDNFBPs に対し、受益所有者情報や取引契約において保有し管理している信託財産に関する情報を提供することを、法律や強制力ある措置によって妨げられるべきではない。
3. 各国は、他の関連する当局、人物及び団体が、関係のあるすべての信託に関する情報を保持することを確保するよう慫慂される。信託、受託者及び信託財産に関する情報源には以下が該当する。
 - (a) 登録機関(例: 信託又は信託財産の中央登録機関)又は土地、不動産、車両、証券もしくはその他財産のための資産登録機関
 - (b) 信託及び受託者に関する情報を保有する他の権限ある当局(例: 信託に関する資産や収入の情報を収集する税務当局)
 - (c) 投資アドバイザー・マネージャー、法律家、又は信託・会社に対するサービス提供者を含む、他のエージェント及び信託へのサービス提供者
4. 権限ある当局、とりわけ法執行機関は、特に金融機関や DNFBPs といった、受託者及び他の組織により保有されている次に掲げる情報へ時宜を得てアクセスできるように必要なすべての権限を有するべきである。(a)受益所有者、(b)受託者の住所、及び(c)金融機関又は DNFBP により保有又は管理されている、取引関係を有するか一見取引を行う受託者に関連するすべての資産。
5. 受託業を営む者は、パラグラフ1で述べられている情報を、信託への関与を終了してから少なくとも5年間は保存することを求められるべきである。各国は、受託

⁴⁶ 適切な国際協力要請に従う、国内の権限ある当局又は他国の関連する権限ある当局。

業を生業としない受託者とパラグラフ3で上述された他の当局、人物、及び団体に対し、少なくとも5年間は情報を保有することを求めることが懲憑される。

6. 各国は、パラグラフ1に従って保有されるすべての情報が、正確性を維持すべきこと、可能な限り最新で更新されたものであるべきこと、及び情報について変更があった際には合理的な期間内に更新されるべきであることを求めるべきである。
7. 各国は、パラグラフ3で述べられている他の当局、人物、及び団体や、勧告 10 及び 22 の義務を履行する金融機関や DNFBPsによって保持されている信託に関するあらゆる情報へのアクセスを促進するための方法を検討すべきである。
8. 本勧告の文脈においては、各国は信託に対して法的な承認を与えることを求められない。各国は、受託者に対して、パラグラフ 1、2 及び 6 に規定する要求事項と同様の効果を有する適切な義務が(例えば、慣習法又は判例法を通じて)課せられているという条件の下、パラグラフ 1、2 及び 6 における要求事項を法制度化する必要はない。

他の法的取極め

9. 類似の構造又は機能を有する他のタイプの法的取極めについて、各国は、同レベルの透明性を達成するという考えのもとに、信託に求められるものと同様な措置をとるべきである。最低限、各国は、上記のとおり具体的に挙げられた信託の情報について、記録され、正確かつ最新に保たれるべきこと、そのような情報が時宜にかなった方法により権限ある当局によってアクセス可能となることを確保すべきである。

国際協力

10. 各国は、勧告 37 及び 40 に規定されたところに基づき、受益所有者情報を含む信託及び他の法的取極めについての情報について、即座に、前向きかつ効果的に国際協力を提供すべきである。この場合、次のことを含まなければならない。(a) 海外の権限ある当局による、登録機関又は他の国内当局により保有されている情報へのアクセスを支援すること、(b)信託又は他の法的取極めに関して国内で入手可能な情報を交換すること、及び(c)海外当局に代わって受益所有者情報を入力するために、国内法に従って権限ある当局の権限を用いること。

責任と制裁

11. 各国は、本解釈ノートの要求事項を遵守するための明確な責務が存在することを確保すべきである。また、各国は、受託者がパラグラフ 1、2、6 及び(適用可能

な場合)5に見合った義務を履行しない場合について、法的に責任を負うようにすべきである。もしくは、履行しない場合⁴⁷、刑事上、民事上又は行政上のいずれかの、効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁を確保すべきである。各国は、パラグラフ1及び5に述べられている信託に関する情報へ時宜にかなったアクセスを権限ある当局に対して与えない場合に、刑事上、民事上又は行政上のいずれかの、効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁を確保すべきである。

勧告26の解釈ノート(金融機関の規制及び監督)

監督におけるリスク・ベース・アプローチ

1. 監督におけるリスク・ベース・アプローチは、(a)認識しているリスクに応じて、監督者が資金洗浄・テロ資金供与対策の監督における資源を配分する一般的プロセス、及び(b)資金洗浄・テロ資金供与対策においてリスク・ベース・アプローチを適用している金融機関の監督のための個別プロセス、を指す。
2. 金融機関による資金洗浄・テロ資金供与対策のシステム及び管理の監督においてリスク・ベース・アプローチを導入することは、監督当局が、高リスクが存在するとみなす分野へ資源を移行することを可能にする。結果的に、監督当局は、自らの資源をより効果的に利用することができる。これは、監督当局が、(a)国内の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクの存在を明確に認識すべきこと、(b)金融機関又はグループ(コア・プリンシプル機関に適用される場合、複数のグループ)の法令順守機能の質を含む、被監督機関の顧客、商品及びサービスに係る特定の国内的及び国際的リスクについてのすべての関連情報へ、オンサイト及びオフサイトでアクセスを有すべきこと、を意味する。金融機関・グループの資金洗浄・テロ資金供与対策にかかるオンサイト及びオフサイトの監督の頻度及び度合いは、金融機関・グループのリスクプロファイル評価により特定された資金洗浄及びテロ資金供与のリスク、及び金融機関・グループの方針、内部管理及び手続、そして、国内に存在する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクに基づくべきである。
3. 金融機関・グループにおける不履行リスクを含む資金洗浄及びテロ資金供与のリスクプロファイル評価は、各国が確立した継続的な監督のための慣行に従い、定期的に、かつ金融機関・グループの経営及び事業において重大なイベント又は進展が生じたときに見直されなければならない。この評価は固定的であるべきではなく、環境の変化や脅威の進化によって変更されるものである。
4. リスク・ベース・アプローチを適用する金融機関・グループの資金洗浄・テロ資金

⁴⁷ これは、他の勧告が規定する、勧告履行を遵守しないことへの効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁義務へ関連するものではない。

供与対策にかかる監督は、裁量の基礎をなすリスク評価の適切な見直しや、方針、内部管理及び手続の適切性と履行の度合いを的確に見直すことを包含し、リスク・ベース・アプローチのもとで金融機関・グループへ許容される裁量の度合いを考慮に入れるべきである。

5. これらの基本原則は、すべての金融機関・グループへ適用すべきである。実効性のある資金洗浄・テロ資金供与対策の監督を確保するために、監督者は、とりわけ金融機関の多様性や金融機関数、及びリスク・ベース・アプローチのもとで許容されている裁量の度合いといった、金融機関・グループの特性を考慮すべきである。

監督のための資源

6. 各国は、金融機関の監督者が、十分な経済的、人的及び技術的な資源を保持しなければならない。これら監督者は、不当な影響又は干渉に晒されないことを確保するために、監督業務における十分な独立性と自律性を有すべきである。各国は、これら当局職員が、守秘義務に係る基準を含む高い専門性規範を保持すること、高い廉潔性と適切に熟練されていることを確保すべきである。

勧告28の解釈ノート(DNFBPsの規制及び監督)

1. 監督におけるリスク・ベース・アプローチは、(a)認識しているリスクに応じて、監督者又は自主規制機関が資金洗浄・テロ資金供与対策の監督における資源を配置する一般的プロセス、及び(b)資金洗浄・テロ資金供与対策のリスク・ベース・アプローチを適用する DNFBPs の監督又は監視の特別なプロセス、において適用される。
2. 監督者又は自主規制機関は、資金洗浄・テロ資金供与対策のための効果的な監督又は監視の確保のために、把握している資金洗浄及びテロ資金供与のリスクに基づき、とりわけ DNFBPs の多様性や数といった特性を考慮に入れ、DNFBPs の監督又は監視の実施の頻度と度合いを決定すべきである。これは、(a)国内に存在し、(b)DNFBP とその顧客、商品及びサービスのタイプに関連する資金洗浄及びテロ資金供与のリスクの明晰な理解を意味する。
3. DNFBPs の資金洗浄・テロ資金供与対策の内部管理、方針や手続の適切性を評価する監督者又は自主規制機関は、DNFBPs における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクプロファイル及びリスク・ベース・アプローチのもとで彼らに与えられている自由裁量の度合いを確実に考慮に入れるべきである。
4. 監督者又は自主規制機関は、それらの機能(監視や制裁を行う権限を含む)を実

施するために十分な権限及び資金的、人的及び技術的な資源を持つべきである。各国は、監督機関や自主規制機関の職員が、守秘義務に関する規範を含む高い職業規範を維持するとともに、高い廉潔性と十分な能力を備えていることを確保するためのプロセスを適切に有するべきである。

勧告29の解釈ノート(FIU)

A. 概要

1. 本解釈ノートは、資金情報機関(FIU)の主要な役割と機能を説明し、基準に含まれている義務についてより明瞭にしている。FIU は国における資金洗浄・テロ資金供与対策の実行ネットワークにおける一部分であると同時に、主要な役割を担い、他の権限ある当局の業務を支援する。様々なFIUのモデルが存在することを考慮すれば、勧告 29 は各国が特定のモデルを選択するようあらかじめ決めるものではなく、すべてのFIUのモデルに対して平等に適用されるものである。

B. 機能

(a 受理)

2. FIU は報告機関から提出された報告情報を受理するための中央機関としての役割を果たす。勧告 20 及び 23 により求められている通り、この情報は最低限、「疑わしい取引の届出」を含み、国内法により求められる他の情報(例えば、現金取引報告、電信送金報告、及びその他の敷居値をベースにした申告／公開情報など)も含めるべきである。

(b 分析)

3. FIU の分析は、FIU により受理され、保有されている情報に対し価値を追加すべきである。すべての情報が検討されるべきであるものの、その分析は、受領した報告情報の種類と量により、及び情報提供後に期待される使用方法により、受理したそれぞれ個別の情報か、適切に選別された情報のいずれかに焦点を当ててもよい。FIU は、情報をより効率的に処理し、関連するものをリンク付けすることを促進するために、分析ソフトを使用することが奨励されるべきである。しかしながら、そのようなツールは分析における人間的な判断要素を完全に代替することはできない。FIU は次のタイプの分析を行うべきである。

- 作戦分析は、特定の対象(例えば、人物、資産、犯罪ネットワーク・結社)を識別し、特定の活動又は取引の履歴を追跡し、これらの対象と潜在的な犯罪収益、資金洗浄収益、前提犯罪から得られる収益又はテロ資金供与から得られる収益とのつながりを判定するために、利用可能で入手可能な情報を

使用する。

- 戦略分析は、資金洗浄及びテロ資金供与の傾向や特徴を識別するために、他の権限ある当局から提供されうるデータを含む、利用可能で入手可能な情報を使用する。この情報は、資金洗浄及びテロ資金供与に関する脅威や脆弱性を判定するために、FIU や他の国家機関にも使用される。戦略分析は、FIU 又は広く資金洗浄・テロ資金供与対策体制における他の機関の方針や目的を策定するためにも役立つ可能性がある。

(c 情報提供)

4. FIU は、自発的かつ要請に応じて、情報及び分析結果を関係する権限ある当局へ提供することができるべきである。専用で安全かつ保護された通信経路が用いられるべきである。
 - 自発的な提供: FIU は資金洗浄、前提犯罪又はテロ資金供与の疑いの根拠がある場合に、権限ある当局に対し、情報と分析結果を提供することができるべきである。FIU の分析に基づき、情報提供は選択的であり、かつ受領する当局が関連する事件／情報に焦点を当てることができるようにすべきである。
 - 要請に基づく提供: FIU は、勧告 31 に従って、権限ある当局からの情報提供要請に応じることができるようにすべきである。FIU が権限ある当局からそのような要請を受けた場合、分析及び／又は要求を行った当局への情報提供を行うか否かの決定権は、FIU が保持すべきである。

C. 情報へのアクセス

(a)報告機関からの追加的な情報の入手

5. (受理機能に基づき)報告機関が FIU へ報告した情報に加えて、FIU は分析を適切に行うために、必要性に応じて、報告機関から追加情報を入手し、使用することができるべきである。FIU が入手を許容されるべき情報は、関連する FATF 勧告(勧告 10、11 及び 22)に従って保持することが報告機関に求められている情報を含むことができる。

(b)他の情報源からの情報へのアクセス

6. 適切な分析を行うために、FIU は可能な限り幅広い金融、行政及び法執行情報へのアクセスを有するべきである。これは、他の当局若しくはその代理者により収集かつ／又は保有されている関連情報だけでなく、公開され又は公的な情報

源からの情報も含み、必要により商業的目的で保有されているデータを含むべきである。

D. 情報保護と守秘義務

7. FIU が受理、処理、保有又は提供した情報は、合意された手続、方針、及び適用される法律・規制に従う限りにおいて、確実に保護、交換及び使用されなければならない。よって、FIU は、そのような情報へのアクセスだけでなく、取扱い、保存、提供及び保護のための手続を含め、そのような情報の安全性と機密性を適切に統制するルールを持たなければならない。FIU は、その職員が、必要な機密情報取扱許可のレベルを有し、慎重に扱うべき機密情報を取扱い、提供する責務を理解することを確保すべきである。FIU は、情報技術システムを含め、その施設や情報へのアクセスが制限されることを確保すべきである。

E. 運営上の独立性

8. FIU は、運営上独立し、自律的なものであるべきである。このことは、FIU が制約なしにその権能を実施するために、特定の情報の分析、要求及び／提供にかかる自主決定権を含む権限と能力を有すべきであることを意味する。すべての場合において、FIU は、権限ある当局へ情報を転送又は提供するための独立した権限を有することを意味する。
9. FIU は、すでに存在する当局の一部として設立されることができる。FIU がすでに存在する当局組織の中に設置される場合、FIU の主要機能は他の当局の主要機能と分離されるべきである。
10. FIU は、自らの自律性と独立性を確保し、その義務を効果的に履行するために、十分な経済的、人的及び技術的資源が与えられるべきである。各国は適所に、FIU の職員が守秘義務に関する基準を含む高い職業規範を維持するとともに、高い廉潔性と十分な能力を備えていることを確保するためのプロセス持つべきである。
11. FIU はまた、情報交換において、他の権限ある当局または海外のカウンターパートと協定を結び、独立して提携することができるべきである。

F. 不当な影響又は妨害

12. FIU は、運営上の独立性を脅かすいかなる不当な政治、行政又は産業界による影響又は干渉を受けることなく、個別又は日常的に、その機能を実行するために必要とされる資源を入手し、配備することができるべきである。

G. エグモント・グループ

13. 各国は、FIUがエグモント・グループのステートメントである、「資金洗浄・テロ資金供与事案に関するFIU間での情報交換についての目的と基本原則」(これらの文書は、FIUの役割と機能及びFIU間での情報交換のためのメカニズムに関して重要なガイダンスを規定している。)に注意を払うことを確保すべきである。

H. 大規模な額の取引にかかる報告

14. 各国は、金融機関とDNFBPsが敷居値を超えたすべての国内及び海外通貨取引を報告するシステムの実行可能性と有用性を検討すべきである。

勧告30の解釈ノート(法執行及び捜査機関の責任)

1. 資金洗浄、前提犯罪及びテロ資金供与が、財務捜査の実施を通じて適切に捜査されることに責任を有する法執行当局が指定されているべきである。また、各国は、没収対象又は没収対象となり得る財産について特定、追跡、並びに凍結及び差押えを開始するために、一以上の権限ある当局を指定すべきである。
2. 「財務捜査」とは、以下を目的として、犯罪活動に関連する財務について行われる調査をいう。
 - 犯罪ネットワークの範囲及び/又は犯罪の規模の特定
 - 没収対象又は没収対象となり得る犯罪収益、テロリストの資金又はその他のあらゆる資産の特定及び追跡
 - 刑事手続に利用可能な証拠の裏づけ
3. 「同時並行的な捜査」とは、資金洗浄、テロ資金供与及び/又は前提犯罪に関する(伝統的な)犯罪捜査と並行して、又はその一環として財務捜査を実施することをいう。前提犯罪の捜査を行う法執行職員には、同時並行的な捜査に際して資金洗浄及びテロ資金供与罪に関連する捜査に従事することができる権限、又は、このような捜査をフォローアップするために他機関に照会を行うことができる権限、のいずれかが付与されるべきである。
4. 各国は、権限ある当局が、資金洗浄及びテロ資金供与に関する事件の捜査にあたり、このような活動に関与している人物の特定又は証拠の収集を目的として、容疑者の逮捕及び/又は金銭の差押えを延期又は見送ることが認められるよう、法律上の措置を含む国内措置を講じることを考慮すべきである。このような措置なしに、監視付移転や潜入して行う捜査といった手続を利用することはできない。
5. 前提犯罪の財務捜査を実施する権限を有する当局であって、それ自体は法執行当局でない当局についても、当該当局が勧告30で定められた任務を遂行する限りに

おいては、勧告 30 が適用される。

6. 勧告 30 に従って、腐敗行為の罪から生じた、又は腐敗行為の罪に関連した資金洗浄及びテロ資金供与罪を捜査するために、執行権限を有する腐敗対策当局を指定することができる。またこれらの当局は、資産の特定、追跡、並びに資産の凍結及び差押えを開始するために十分な権限を有すべきである。

7. 各国は、財務捜査にマルチ・ディシプリナリー・グループ(様々な分野の専門家で構成されるグループ)を活用する際には、上述の法執行機関及びその他の権限ある当局の存在を考慮すべきである。

8. 法執行当局及び検察当局は、十分な財政的、人的及び技術的資源を有すべきである。各国は、これらの当局の職員が、守秘義務を含む、高い職業規範を維持するとともに、高い廉潔性と十分な能力を備えていることを確保するための制度を有すべきである。

勧告32の解釈ノート(キャッシュクーリエ)

A. 目的

1. 勧告 32 は、テロリスト及びその他の犯罪者が、通貨及び持参人払い式の譲渡可能支払手段の物理的な越境運搬を通じて、彼らの活動への資金供与、又は彼らの犯罪収益の洗浄を不可能にすることを確保する目的で策定された。特に、本勧告は、各国が、(a)通貨及び持参人払い式の譲渡可能支払手段の物理的な越境運搬を探知するため、(b)テロ資金供与又は資金洗浄に関連する疑いのある通貨及び持参人払い式の譲渡可能支払手段を阻止又は制止するため、(c)虚偽の申告又は開示がなされた通貨又は持参人払い式支払手段を阻止又は制止するため、(d)虚偽の申告又は開示へ整合的な制裁措置を適用するため、及び(e)テロ資金供与又は資金洗浄に関連する通貨又は持参人払い式の譲渡可能支払手段の没収を可能にするため、の措置の保有を確保することを意図している。

B. キャッシュ・クーリエ問題への対処のために実施され得る制度の種類

2. 各国は、以下の制度の種類のうちいずれか一つを実施することにより、勧告 32 及びこの解釈ノートに基づく義務を充足し得る。しかしながら、各国は、通貨又は持参人払い式の譲渡可能支払手段の自国向け及び他国向けの越境運搬に同じ種類の制度を用いる必要はない。

申告制度

3. 最高 15,000 米ドル/ユーロの範囲内であらかじめ設定された敷居値を超える額の

通貨又は持参人払い式の譲渡可能支払手段(BNI)の物理的な越境運搬を行う全ての者は、指定された権限ある当局に対し、偽りのない申告を提出することが求められる。各国は、次の3つの異なる種類の申告制度の中から選択することができる。(i)全ての旅行者を対象とした書面による申告制度、(ii)敷居値を超える額の通貨又はBNIを携行している旅行者を対象とした書面による申告制度、(iii)口頭による申告制度。以下に記載されている3つの制度は、それぞれの制度の純粋な形である。しかしながら、これらを組み合わせた制度を選択している国も珍しくない。

- (a) *全ての旅行者を対象とした書面による申告制度*: 本制度においては、全ての旅行者は入国前に書面による申告書を完成させることが求められる。これは、共通又は税関申告書に含まれる質問を含む。実際には、旅行者は、通貨又はBNIを携行しているか否かについて申告しなければならない(例: 「はい」又は「いいえ」のいずれかの項目にチェックを入れる)。
- (b) *敷居値を超える額を携行している旅行者を対象とした書面による申告制度*: 本制度においては、あらかじめ設定された敷居値を超える額の通貨又はBNIを携行している全ての旅行者が書面による申告様式の完成が求められる。実際には、敷居値を超える通貨又はBNIを携行していない場合には、旅行者はいかなる様式にも記入することは求められない。
- (c) *全ての旅行者を対象とした口頭による申告制度*: 本制度においては、全ての旅客は、規定された敷居値を超える額の通貨又はBNIを携行しているか否かについて口頭にて申告することが求められる。通常、当該口頭申告は、税関検査場において、旅行者に「赤の通路(申告するもの有り)」及び「緑の通路(申告するもの無し)」のいずれかを選択することを求めることにより行われる。旅行者による通路の選択は口頭申告と見なされる。実際には、旅行者は書面による申告を行わないが、税関職員に対して自発的に報告することが求められる。

開示制度

- 4. 各国は、要請に応じて、旅行者が当局に対して十分な情報を提供することを求める制度を選択することができる。このような制度においては、旅行者は事前に書面又は口頭による申告を行うことを求められない。実際には、要請に応じて、旅行者は当局に対して偽りのない回答をすることが求められることが必要である。

C. 両制度に適用され得る追加的要素

- 5. いずれの制度が実施されるとしても、各国は、その制度に以下の要素を取り入れ

ることを確保すべきである。

- (a) 申告/開示制度は、通貨及び BNI の移送行為の出入りの双方に適用されるべきである。
- (b) 通貨又は持参人払い式の譲渡可能支払手段の虚偽申告/開示又は申告/開示の懈怠を発見した場合、指定された権限ある当局は、携行者から通貨又は BNI の出所及び利用目的に関するさらなる情報を要求し、また入手する権限を有すべきである。
- (c) FIU に疑わしい越境運搬について通知される制度を通じて、若しくは FIU が申告/開示情報を直接利用できるようにするいずれかの方法により、申告/開示の過程を通じて入手した情報を FIU が利用可能にするべきである。
- (d) 国内レベルでは、各国は、勧告 32 の実施に係る諸問題について税関、入国管理局及びその他関連する当局間の適切な連携が行われることを確保すべきである。
- (e) 以下の 2 つの場合において、資金洗浄又はテロ資金供与であることの証拠を確認するために、権限ある当局が現金又は BNI を合理的な期間阻止又は制止することが可能であるべきである。(i)資金洗浄若しくはテロ資金供与の疑いがある場合、又は(ii)虚偽の申告若しくは開示がなされた場合。
- (f) 申告/開示制度は、勧告 36 から 40 に従い、最大限の国際協力及び支援を認めるものであるべきである。そのような協力を容易にするため、(i)最高 15,000USD/ユーロの敷居値を超える申告又は開示がなされた場合、(ii)虚偽の申告又は開示がなされた場合、あるいは(iii)資金洗浄又はテロ資金供与の疑いがある場合、には、当該情報が権限ある当局による利用のために保持されるべきである。少なくとも、当該情報は、(i)申告、開示若しくは探知された通貨又は BNI の額、及び(ii)持参人の本人特定データ、を網羅するものとする。
- (g) 各国は、情報の適切な使用を確保するための厳格な保護措置の下、いかなる場合においても (i)商品及び役務に対する国家間の貿易決済、又は(ii)資本移動の自由、のいずれをも規制することなく、勧告 32 を実施すべきである。

D. 制裁措置

- 6. 虚偽申告又は開示を行った者は、効果的で、整合的かつ抑止力のある刑事上、民事上又は行政上の制裁の対象とされるべきである。テロ資金供与、資金洗浄

若しくは前提犯罪に関連する通貨又は BNI の物理的な越境運搬を実行する者についても、効果的で、整合的かつ抑止力のある刑事上、民事上又は行政上の制裁の対象とするとともに、勧告4と整合的な形で、かかる通貨又は BNI の没収を可能とする措置の対象とするべきである。

7. 勧告 32 の履行に責任を有する当局は、十分な財政的、人的及び技術的資源を有するべきである。各国は、これらの当局の職員が、守秘義務に関する規範を含む、高い職業規範を維持するとともに、高い廉潔性を備え、かつ十分な技能を有することを確保するための制度を有するべきである。

F. 金、貴金属及び宝石

8. 高い流動性及び特定の状況下での価値の交換又は移動の手段としての利用にもかかわらず、勧告 32 の適用において、金、貴金属及び宝石は含まれない。これらの品目は別途、関税法令の対象となることもあり得る。各国は、金、貴金属及び宝石の通常でない越境移動を発見した場合、必要に応じて、これらの品目の仕出国・仕向国の税関又はその他の権限ある当局に通報することを検討するとともに、出所、仕向先及びそれら品目の移動の目的を立証し、適切な措置をとることを目的として協力すべきである。

この勧告において用いられる特定用語集

虚偽の申告

虚偽申告とは、移送される通貨又は BNI の額の虚偽陳述、又は申告時に提出が求められた、若しくは当局によって提出が要請された際の他の関連データの虚偽陳述をいう。これには、要求された申告を行わないことも含む。

虚偽開示

虚偽開示とは、移送される通貨又は BNI の額の虚偽陳述、又は開示の際に要請によって求められた、若しくは当局によって要請された他の関連データの虚偽陳述をいう。これには、要求された開示を行わないことも含む。

物理的な越境運搬

物理的な越境運搬とは、通貨又は BNI の、ある国から他の国へ、自国又は他国に向けた物理的な運搬をいう。これらには、以下の手段での運搬を含む。(1)自然人により、又は自然人の手荷物や運搬具の中に入れての物理的運搬、(2)コンテナ貨物による通貨又は BNI の輸送、又は(3)自然人又は法人による通貨又は BNI の郵送。

テロ資金供与又は資金洗浄への関連

通貨又は BNI を説明する場合において、通貨又は BNI が以下によるものであることをいう。(i)テロ資金供与、テロ行為又はテロ組織の収益、これらに利用され、若しくは利用することを意図され又は分配されたもの、又は(ii)資金洗浄又は前提犯罪の収益、又はこれらの犯罪の遂行に利用された又は利用することを意図されたもので、資金洗浄されたもの。

勧告38の解釈ノート(法律上の相互援助:凍結及び没収)

1. 各国は、法執行、保健、教育又は他の適切な目的のために、没収された財産の全て又はその一部を積み立てる財産没収基金を設立することを考慮すべきである。各国は、特に他国と連携した法執行活動の直接的又は間接的な結果として没収された財産については、他国との間で分配することを可能とするために必要な措置を講じるべきである。
2. 有罪判決に基づかない没収手続に基づく共助要請に関しては、各国は、これらの要請の全てに対応する権限を有する必要はないが、少なくとも、犯人が、死亡、逃亡、不在、又は不詳であることを理由として犯人を訴追することができない状況においては、これらの要請に応じることができるようになるべきである。

勧告40の解釈ノート(その他の形態の国際協力)

A. 全ての形態の国際協力に適用可能な原則

要請国当局の義務

1. 協力要請を行う際、権限ある当局は、要請のタイムリーかつ効果的な実施のために、要請した情報の利用見込みだけでなく、必要性の緊急度の表示を含む、完全な事実上及び、必要に応じて、法律上の情報を提供するように最大限の努力をすべきである。要請に基づき、要請する側の権限ある当局は、要請を受ける側の権限ある当局に対し、入手した情報の利用及び有益性についてフィードバックを提供すべきである。

不当な制限措置

2. 各国は、情報の交換又は援助を妨げ、あるいはこれに不合理又は不当に制限的な条件を課すべきでない。とりわけ、権限ある当局は、以下を理由として援助の要請を拒否すべきではない。
 - (a) 要請が財政事案の関与も考えられること、及び／又は、
 - (b) 法律が金融機関又は DNFBPs に守秘を要求していること(要請されている関連情報が法律上の特権又は法律専門家の守秘が適用される状況下で保有されている場合を除く。)、及び／又は、
 - (c) 援助が当該調査、捜査又は手続きの妨げとなる可能性がない限り、要請を受けた国において実施中の調査、捜査又は手続きがあること、及び／又は、
 - (d) 要請を行っているカウンターパートの当局の性質や態様(民間、行政、法執行等)が、外国のカウンターパートの性質や態様と異なること。

交換した情報の保護

3. 交換した情報は、要請された又は提供された目的のみに使用されるべきである。当初承認されたものを超える、当該情報の他の当局又は第三者への提供、あるいは当該情報の行政、捜査、訴追又は司法目的の利用は、要請を受けた当局による事前承認の対象とすべきである。
4. 権限ある当局は、捜査又は調査⁴⁸の廉潔性を保護するために、プライバシーとデータ保護に関する双方の義務と整合的に、あらゆる協力要請及び交換した情報に関し、適切な機密性を維持すべきである。少なくとも、権限ある当局は、国内情報源から受け取った類似の情報を保護するのと同じ要領で交換した情報を保護すべきである。各国は、権限ある当局により交換された情報が、承認された要領でのみ使用されることを確保するための管理及び防止措置を設けるべきである。情報の交換は、安全な方法で、信頼できる通信経路又はメカニズムを通じて行うべきである。要請を受けた権限ある当局は、要請を行っている権限ある当局が当該情報と効果的に保護できない場合、必要であれば、情報の提供を拒否することができる。

情報を検索するための権限

5. 権限ある当局は、外国のカウンターパートの代わりに調査を行うことができるとともに、仮に国内で調査を行った場合に入手可能なすべての情報を外国のカウンターパートと交換することができるべきである。

B. 特定の形態の国際協力に適用可能な原則

6. 上述の一般原則は、以下のパラグラフに基づき、カウンターパート又はカウンターパート以外との間における全ての形態の情報交換に適用すべきである。

FIU 間における情報交換

7. FIU は、行政的、法执行的、司法的又はその他の性質であれ、それぞれの態様にかかわらず、外国 FIU と情報交換をすべきである。この目的を達成するために、FIU は、資金洗浄、関連する前提犯罪及びテロ資金供与に関する協力を提供するための適切な法的根拠を有すべきである。
8. 協力要請を行う際、FIU は必要に応じて、分析した事案の状況及び要請を受けた国と関連する可能性についての記載を含む、完全な事実に基づく法律上の情報を提供するために最大限の努力を行うべきである。要請に応じ、かつ可能な限りにおいて、FIU は、提供された情報に基づき、分析を実施した結果だけでなく、提供された情報の使用について、外国のカウンターパートにフィードバックを提供すべきである。
9. FIU は、以下に掲げる情報の交換をするための権限を有すべきである。
 - (a) FATF 勧告、とりわけ勧告 29 に基づき、直接又は間接的に FIU によってアクセス又は入手ができるようにすることを求められている全ての情報、及び、

⁴⁸ 国際協力の要請に応えるためであるなら、当局は情報を開示することができる。

- (b)相互主義の原則に基づき、FIU が、国内レベルで直接又は間接的に入手又はアクセスする権限を有するその他の情報。

金融監督者⁴⁹間における情報交換

10. 金融監督者は、それぞれの性質又は態様にかかわらず、外国のカウンターパートと協力すべきである。金融監督者間の効果的な協力は、金融機関に対する効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督を促進することを目的とする。この目的を達成するために、金融監督者は、監督のために適用される国際的な基準と整合的に、とりわけ資金洗浄・テロ資金供与対策を目的とした関連する監督情報の交換に関し、協力を提供するための適切な法的根拠を有すべきである。
11. 金融監督者は、それぞれの必要性に見合った要領で、金融機関が保有する情報を含む、国内で入手可能な情報を、外国のカウンターパートと交換することができるべきである。金融監督者は、資金洗浄・テロ資金供与対策目的に関連する場合、とりわけ同一グループ内で活動する金融機関に対して責任を共有する他の関連する監督者と、以下に掲げる類型の情報を交換することができるべきである。
- (a)規制に関する情報、例えば、国内の規制制度に関する情報及び金融セクターに関する一般的な情報。
- (b)健全性に関する情報、特にコア・プリンシプルの監督者のためのもの、例えば、金融機関の業務活動に関する情報、真の受益者、取締役、及び適格性(フィット・アンド・プロパー)。
- (c)資金洗浄・テロ資金供与対策に関する情報、例えば、金融機関の資金洗浄・テロ資金供与対策に関する内部手続及び方針、顧客管理情報、顧客のファイル、口座及び取引情報のサンプル。
12. 金融監督者は、効果的なグループ監督の促進のために、外国当局の代わりに調査を行うことができるべきであり、かつ、必要であれば、当該国において外国当局が自ら調査する能力を承認又は促進することができるべきである。
13. 交換した情報の提供、又は交換した情報の監督又は監督以外の目的の利用は、要請を行っている側の金融監督者が法律上の開示又は報告義務に服していない限り、要請を受けた金融監督者による事前承認の対象とすべきである。そのような場合、少なくとも、要請を行っている金融監督者は、要請を受けた金融監督者に当該義務について速やかに通知すべきである。事前承認には、MOU 又は多国間 MOU に基づき交換された情報に適用される、コア・プリンシプルの基準設定主体によって発出された情報交換に関する MOU 又は多国間 MOU に基づく、みなし事前承認を含む。

法執行当局間における情報交換

⁴⁹ これは、当局である金融監督者をいう

14. 法執行当局は、犯罪の収益及び手段の特定及び追跡を含み、資金洗浄、関連する前提犯罪又はテロ資金供与に関する情報又は捜査を目的として、国内で入手可能な情報を外国のカウンターパートと交換することができるべきである。
15. 法執行当局は、外国当局の代わりに調査及び情報収集を行うために、国内法に従って利用可能なあらゆる捜査手法を含む、権限を行使することができるべきである。そのような、国際刑事警察機構 (Interpol)、欧州刑事警察機構 (Europol) 又は欧州司法機構 (Eurojust) と個別の国との協力的な協力のような、法執行上の協力を管理している枠組又は慣行は、要請を受けた法執行当局が課した、あらゆる利用上の制限を管理すべきである。
16. 法執行当局は、共同捜査を行うための合同捜査チームを設置することができるべきであり、かつ、必要に応じて、各国は、そのような合同捜査を可能とするための二国間又は多国間の取極めを設定すべきである。各国は、タイムリーかつ効果的な協力を促進するために、既存の資金洗浄・テロ資金供与対策に関する法執行ネットワークへの参加及び支持、及び海外にリエゾン職員を置くことを含む、外国の法執行機関と相互関係の構築を奨励される。

カウンターパート以外との情報交換

17. 各国は、上記の関連する原則を適用しながら、権限ある当局がカウンターパート以外と間接的に情報交換を行うことを許可すべきである。間接的な情報交換は、要請を行っている当局が、要請した情報を、一以上の国内又は外国の当局を介して、要請された当局から受け取ることをいう。このような情報交換及び当該情報の利用は、要請を受けた国の一以上の権限ある当局の承認の対象となり得る。情報の要請を行う権限ある当局は、目的及び誰の代わりに要請を行ったのかを常に明らかにすべきである。
18. 各国は、直接カウンターパート以外との迅速かつ建設的な情報交換を許可することを奨励される。

金融機関及び DNFBPs への要請の法的根拠

1. 金融機関と DNFBPs への全ての要請は以下のいずれかの方法により国内制度に取り入れられるべきである。
 - (a) 法律 (勧告 10、11、20 において個別に要請されている場合)
 - (b) 法律もしくはその他の強制力のある手段 (上記 a 以外の場合であり、措置の方法は各国の裁量に委ねられる)
2. 勧告 10、11、20 において、「Law」という語は、国会による手続きもしくは、憲法体制により国会と同等の権限を与えられた方法を経て承認された又は制定された法律であり、その要請は、遵守違反に対する制裁をとまなう強制力のあるものである。遵守違反に対する制裁は、効果的で、整合的かつ抑止力のあるものでなければならない (勧告 35 参照)。法律という概念はまた、国内全域において拘束力を有しかつ強制的に法律と同等の要請を課す司法の決定を含む。

3. 「Enforceable means」とは、遵守違反に対する制裁を伴い、強制力のある文言により強制的な資金洗浄・テロ資金供与対策の要請を行う法令、ガイドライン、命令その他の文書又はメカニズムで、権限ある当局により発出あるいは承認されたものをいう。遵守違反に対する制裁は効果的で、整合的かつ抑止力のあるものでなければならない(勧告 35 参照)。
4. 文書又はメカニズムが「Enforceable means」に相当する要請を満たすものかどうかを判断する際には、以下の要素が考慮されるべきである。
 - (a) FATF 勧告における課題に取り組むための必要事項を定めた文書や方法でなければならない、それらの文書や方法は、こうした要請のためであることが明確に理解されるものでなければならない。例えば、
 - (i) もし「shall」や「must」のような特定の文言が使用されているならば、それは強制力があると考えられるべきである。
 - (ii) もし「should」が使われており、規制当局及び規制対象となる機関において、当該行動が直接又は間接的に要請され、履行されているものであると立証するならば、強制力のあるものとなりうる。「be encouraged」、「be recommended」という文言が用いられている場合は、上記の文言よりも、より強制力が低いと解されるべきである。強制力が弱い文言が使われる場合、原則として、それらの文言は強制力がないとされる(当該国が強制力ある旨反証できない場合に限る)
 - (b) 文書や方法は当局により発出または承認されたものでなければならない。
 - (c) 遵守違反に対する効果的で、整合的かつ制止力のある制裁を伴うものでなくてはならない(制裁の規定は、当該制裁を伴う要請を課す又裏付ける文書に記載されている必要はなく、他の文書に記載されていてもよい。ただ、当該要請と制裁の間には、明確な関連が存在する必要がある)。この点においては、次のような問題が考慮されうる。
 - (i) 遵守違反がなされた場合、効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁が適切な範囲で適用可能であるべきである。
 - (ii) 制裁は、直接又は間接的に資金洗浄・テロ資金供与対策に関する要請の遵守違反に適用されるべきである。もし当該遵守違反が直接的な制裁を伴わない場合、より広い要請に対する違反に適用される制裁(適切なシステム・管理体制を有していない、安全かつ健全な方法で事業運営を行っていない等)を適用することで足りる。ただその場合、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する要請に対する遵守違反への制裁は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関係のない健全性の欠如を追加的に証明する必要なく実施されなければならない。
 - (iii) 効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁が適用されるに十分な証拠が存在するかどうか。
5. 全ての場合において、金融機関及び DNFBPs が、遵守違反に対して制裁が行わ

れること、そして、その場合の制裁内容を理解していることが明白でなければなら
ない。

用語集

Accounts	accounts(口座)は、金融機関と顧客との間の、他の類似の業務関係を含むものとして読まれなければならない。
Accurate	勧告 16 解釈ノート参照
Agent	勧告 14,16 に関して、agent(エージェント)とは、送金業者との契約又は送金業者による指示により、資金移動業者の代理として、資金移動サービスを提供する自然人及び法人をさす。
Appropriate authorities	勧告 8 解釈ノート参照
Associate NPOs	勧告 8 解釈ノート参照
Batch transfer	勧告 16 解釈ノート参照
Bearer negotiable instruments	bearer negotiable instruments(持参人払い式譲渡可能支払手段)とは、トラベラーズチェック、持参人払い式で制限なしに裏書され、架空の受取人に振り出されるか、若しくはその他同様の引渡しをもって権利が移転する譲渡可能支払い手段(小切手、約束手形及び送金為替を含む)、署名があるが受取人名が記載されていない不完全な支払手段(小切手、約束手形及び送金為替を含む)のような持参人払い式の金融支払手段をいう。
Bearer shares	bearer shares(無記名株式)とは、無記名株券を有している者に対し、法人の持分権を認める譲渡可能証券をいう。
Beneficial owner	Beneficial owner(受益者)とは、最終的 ⁵⁰ に顧客 ⁵¹ を所有し、又は支配している自然人及び/又は取引の効果が帰属する者をいう。また、法人又は法的取極めを最終的かつ実質的に支配をしている者も含む。
Beneficiary	FATF 勧告における、beneficiaries(受益者)は、次の文脈による。 <ul style="list-style-type: none"> 信託法において受益者とは、信託契約によって利益を享受する権利が与えられている単独又は複数の者をいう。自然人、法人又は法的取極のいずれも受益者となりえる。全ての信託(公益信託又は法律で認められた非公益信託を除く。)は、確認可能な受益者を有することが求められる。信託は、最終的に確認可能な受益者を有しなければならないが、その一方で、定められた期間、いわゆる収益損益期間の経過によって収益又は元本に対する受益者が特定するのであれば、それまでの間は、明確な実在する受益者が存する必要はなく、権限の対象財産が存在すれば足りる。この期間は、通常、信託証書の中で信託期間として定められている存続期間と同一である。

⁵⁰ 「ultimately owns or controls(最終的に所有又は支配)」、「ultimately effective control (最終的に実質的に支配)」とは、一連の所有権又は直接的な支配以外の手段を用いて所有権・支配権が行使される状況をいう。

⁵¹ この定義は、生命保険その他の投資型保険契約における受益者にも適用されるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険その他の投資型保険契約において受益者とは、保険契約で保証される範囲内の事故が起きた際、保険金が支払われることとなる自然人、法人、法的取極又は属性をいう。 <p>勧告 10 及び 16 の解釈ノート参照。</p>
Beneficiary Financial Institution	勧告 16 解釈ノート参照
Competent authorities	Competent authorities(権限ある当局)とは、資金洗浄対策及び/又はテロ資金供与対策のために指定された責務を負う、全ての公的機関 ⁵² をいう。これには特に、FIU、資金洗浄、前提犯罪、テロ資金供与を捜査及び/又は訴追し、犯罪資産(収益)を差押え/凍結及び没収する機能を有する当局、クロスボーダーの通貨取引及び BNIs の報告を受ける当局、金融機関と DNFBPs による資金洗浄・テロ資金供与対策義務に関する法令遵守の確保を目的として監督及び監視責任を持つ当局を含む。自主規制機関は権限ある当局とはみなされない。
Confiscation	confiscation(没収)とは(forfeiture(没収)も必要に応じ含む)、権限ある当局又は裁判所の命令による資金その他の資産の永久的な剥奪をいう。没収は、特定の資金その他の資産の所有権を国家に移転するための司法又は行政手続を通じて行われる。この場合、没収の時点で当該資金その他の資産に権利を有していた個人又は団体は、原則として、当該没収された資金その他の資産に対する全ての権利を失う。没収命令は、通常、刑事事件の有罪判決又は裁判所の決定の一環として、没収される財産が法令の違反から生じ、又は法令違反行為で使用することを意図されたものであるとの決定がなされた場合に下される。
Core Principles	Core Principles(コア・プリンシプル)とは、バーゼル銀行監督委員会の「the Core Principles for Effective Banking Supervision(実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則)」、証券監督者国際機構の「the Objectives and Principles for Securities Regulation(証券監督のための目的及び諸原則)」及び保険監督者国際機構の「the Insurance Supervisory Principles(保険監督の諸原則)」をいう。
Correspondent banking	Correspondent banking(コルレス銀行業務)は、ある銀行(correspondent bank)から他の銀行(respondent bank)に対する銀行業務の提供をいう。国際的な巨大銀行は世界中の他の銀行のコルレス先として活動する。respondent bank は資金管理(例えば様々な通貨の付利口座)、国際間電信送金、手形決済、payable-through 口座、外国為替業務を含む、広範な業務の提供を受けることが出来る。
Country	FATF 勧告において、country 又は countries(国)とは領土又は管轄区域をいう。
Cover Payment	勧告 16 解釈ノート参照

⁵² これは、法的権限により、独立した非政府機関として設立された、金融監督機関を含む。

Criminal activity	Criminal activity(犯罪活動)とは、(a)国内において資金洗浄の前提犯罪となる全ての犯罪行為、又は(b)少なくとも、勧告3において資金洗浄の前提犯罪に含めることを求められている犯罪、をいう。
Cross-border Wire Transfer	勧告 16 解釈ノート参照
Currency	Currency(貨幣)は、交換の手段として流通している紙幣及び硬貨をいう。
Designated categories of offences	<p>Designated categories of offences(指定された犯罪類型)は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的犯罪集団及びその不当利得行為への関与 ・テロ行為(テロ資金供与を含む) ・人身取引及び移民の密輸 ・性的搾取(児童に対する性的搾取を含む) ・麻薬及び向精神薬の不正取引 ・武器の不正取引 ・盗品等の不正取引 ・腐敗及び贈収賄 ・詐欺 ・通貨偽造 ・製品の偽造及び不正コピー ・環境犯罪 ・殺人及び重大な傷害 ・誘拐、監禁及び人質をとる行為 ・強盗又は窃盗 ・密輸(関税、内国消費税に関連するものを含む) ・税犯罪(直接税、間接税に関連するもの) ・恐喝 ・偽造 ・海賊行為 ・インサイダー取引及び相場操縦 <p>上記に列挙されている前提犯罪の各類型に該当する犯罪の範囲を決定する際には、各国は、国内法に従って、当該犯罪をいかに定義し、また、当該犯罪を重大犯罪とするような特定の要件の性質についていかに定義するか、決定することができる。</p>
Designated non-financial businesses and professions	<p>Designated non-financial businesses and professions(指定非金融業者・職業専門家)は以下のとおり。</p> <p>a)カジノ⁵³</p> <p>b)不動産業者</p> <p>c)貴金属商</p>

⁵³ FATF 基準において、カジノとは、インターネットカジノ及び店舗のカジノを含む。

	<p>d) 宝石商</p> <p>e) 弁護士、公証人、他の独立法律専門家及び会計士—これは、単独開業者、専門家事務所の経営者又は従業員専門家をいう。他の職種の従業員である企業内専門家及び既に資金洗浄対策に服している政府機関で勤務する専門家は含まれない。</p> <p>f) トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーは、この勧告の他の部分でカバーされていないが事業として第三者に以下のサービスを提供する全ての者及び企業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立の仲介者として行動すること ・ 会社の取締役や秘書役、パートナーシップの共同経営者、又は他の法人との関係でこれらと同様の対場に立つ者として行動すること(又はそのように行動する他人のために手配をすること) ・ 会社、パートナーシップその他の法人又は法的取極めのために、登録された事務所、事業上の住所又は(他人のための)便宜上、通信用、管理上の住所の提供をすること ・ 明示信託、もしくはそれと同様の機能を有するその他の法的取極の受託者として行動すること(又はそのように行動する他人のために手配をすること) ・ 他人のために名義株主として活動すること(又はそのように行動する他人のために手配をすること)
Designated person or entity	<p>designated persons or entity(指定された個人又は団体)とは、以下の者をいう。</p> <p>(i) 決議 1267(1999年)に従って設立された安保理委員会(1267委員会)により、アル・カーイダと関わりがある個人、もしくは団体、その他のグループ及び請負人として、指定された個人、グループ、請負人及び団体。</p> <p>(ii) 決議 1988(2011年)に従って設立された安保理委員会(1988委員会)により、アフガニスタンの平和、安定及び治安に対する脅威を構成するタリバーンに関わりがある個人、もしくは団体、その他のグループ及び請負人として、指定された個人、グループ、請負人及び団体。</p> <p>(iii) 決議 1373(2001年)に従って、各国又は地域共同体に指定された、あらゆる自然人、法人又は団体。</p> <p>(iv) 決議 1718(2006年)とその後継の決議に沿った対象を特定した金融制裁の適用のために、関連する決議の別添に基づく安保理又は決議 1718(2006年)に基づいて設立された安保理委員会(1718制裁委員会)によって、決議 1718(2006年)に従って指定されたあらゆる自然人、法人又は団体。</p> <p>(v) 決議 1737(2006年)とその後継の決議に沿った対象を特定した金</p>

	融制裁の適用のために、関連する決議の別添に基づく安保理又は決議 1737(2006年)のpara 18に基づいて設立された安保理委員会(1737制裁委員会)によって、決議 1737(2006年)とその後継の決議に従って指定されたあらゆる自然人、法人又は団体。
Designation	Designation(指定)とは、以下の決議に従って、対象を特定した金融制裁が課せられることとなる個人 ⁵⁴ 又は団体の特定をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 決議 1267(1999年)とその後継の決議 ・ 個人又は団体に適用される関連する制裁決定とその決定の公示を含む、決議 1373(2001年) ・ 決議 1718(2006年)とその後継の決議 ・ 決議 1737(2006年)とその後継の決議 ・ 大量破壊兵器の拡散に対する金融支援に関連して、対象を特定した金融制裁を課す、将来のあらゆる安保理決議
Domestic Wire transfer	勧告 16 解釈ノート参照
Enforceable means	「金融機関及びDNFBPsへの要請の法的根拠」ノート参照
Ex Parte	ex parte(一方的な)とは、事前通告及び関係者の立会いなく手続きをとることをいう。
Express trust	「明示信託」とは、委託者の明示の意思に基づいて設定される信託をいう。明示信託は、通常は、文書の形式(書面による信託行為)によって設定される。明示信託は、信託又は他の類似の法的取極めを設定しようとする委託者の明確な意思に基づかず、法律の適用によって成立する信託(擬制信託)と対比される。
False declaration	勧告 32 解釈ノート参照
False disclosure	勧告 32 解釈ノート参照
Financial group	Financial group(金融グループ)は、コアプリンシプルに基づくグループ監督の適用において、親会社又はグループ内の法人等への管理・調整機能を有する他の形態の法人からなる。グループレベルの資金洗浄・テロ資金供与対策の方針及び手続の対象となる支店及び/又は子会社をいう。
Financial institutions	Financial institutions(金融機関)とは、業務として、顧客のために又は顧客に代わって以下の活動や事業のうち、一又は二以上を行う自然人又は法人をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆からの預金及びその他の返済義務付き資金の受入れ⁵⁵ 2. 融資⁵⁶

⁵⁴ 自然人あるいは法人

⁵⁵ プライベートバンキングも含む。

⁵⁶ これにはとりわけ、消費者金融、不動産抵当信用、ファクタリング(償還義務の有無を問わない)、商取引のファイナンス(フォーフェイティングを含む)を含む。

	<p>3.ファイナンスリース⁵⁷</p> <p>4.送金⁵⁸</p> <p>5.決済手段(例えば、クレジットカード、デビット・カード、小切手、トラベラーズチェック、送金為替、銀行手形、電子マネー)の発行及び管理</p> <p>6.金融上の保証及びコミットメント</p> <p>7.以下の取引</p> <p>(a)資金市場商品(小切手、為替手形、譲渡性預金、デリバティブ等)</p> <p>(b)外国為替</p> <p>(c)為替レート、金利及び指数取引</p> <p>(d)譲渡可能有価証券</p> <p>(e)商品先物取引</p> <p>8.証券引受及びこれらに係る金融サービスの提供</p> <p>9.個々及び集合的ポートフォリオ管理</p> <p>10.他人のための現金又は流動証券の保護預かり及び管理</p> <p>11.他人のためのファンド又は資金の投資、運営、管理</p> <p>12.生命保険及び投資性の高い保険の引受と販売⁵⁹</p> <p>13.両替</p>
Foreign Counterparts	<p>foreign counterparts(海外のカウンターパート)とは、その海外の権限ある当局が異なった特性や態様を有する場合であっても、要求された協力事項に関して、他国において類似の責任及び機能を果たす海外の権限ある当局をいう。(例えば、金融セクターへの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する監督は、国によって、健全性に関する監督に責任を有する金融監督当局、又はFIUの監督部署により行われることもある)。</p>
Freeze	<p>没収及び予防的な措置(例えば勧告4、32、及び38)の文脈において、freeze(凍結)とは、凍結制度の下で権限ある当局若しくは裁判所が開始した措置に基づき、当該措置が有効な期間中、又は権限のある当局による没収決定がなされるまでの間に、あらゆる財産、装置若しくはその他の道具の移転、転換、処分又は移動を禁止することを意味する。</p> <p>勧告6及び7における対象を特定した金融制裁の履行に関して、freeze(凍結)とは、安保理、又は該当する安保理決議に従って権限ある当局若しくは裁判所が開始した措置に基づき、当該行動が有効な期間中、指定された個人若しくは団体により所有され、又は管理されている資金その他の資産の移転、転換、処分又は移動を禁止することを意味する。</p> <p>いずれの場合においても、当該行動が有効な期間中、凍結された財産、装置又はその他の道具は、凍結された時点でこれらについての利害関</p>

⁵⁷ 消費者向け商品に関連する金融リースの組成にまでは拡大しない。

⁵⁸ 金融機関に対し、送金のためのメッセージやその他のサポートシステムのみを提供する自然人・法人には適用されない。勧告16解釈ノート参照。

⁵⁹ 保険会社及び保険仲介業者(代理店及びブローカー)双方に適用する。

	<p>係を有する自然人又は法人の財産にとどまる。また、凍結された財産等の執行については、第三者によって、若しくは当該利害関係を有する自然人又は法人が凍結制度の下での措置に先立ち設定した取極によって、又はその他の国内法規定に従って、引き続き可能である。資産凍結を実施する一環として、各国は、財産、装置、その他の道具、又は資金その他の資産の証拠隠滅等を防ぐため、それらを国の管理下におくことを決定することができる。</p>
Fundamental principles of domestic law	<p>fundamental principles of domestic law(国内法の基本原則)とは、国内法制度の土台となり、国内法の策定及び権限行使の枠組みを提供する基本的な法原則をいう。これらの基本原則は、通常、憲法若しくは類似の文書の中に含まれるか、又は国内法に関する拘束力のある解釈又は決定を下す権限を有する最高裁判所の決定を通じて明示される。国によって異なるものではあるが、このような基本原則の例には、適正手続を受ける権利、無罪の推定、裁判所から有効な保護を受ける権利などが含まれる。</p>
Funds	<p>fund(資金)とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか及び取得の方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明する、電子的又はデジタル式なものを含むあらゆる形式の法律上の書類又は文書をいう。</p>
Funds or other assets	<p>funds or other assets(資金その他資産)とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか及び取得の方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産(少なくとも金融財産、経済資源及びあらゆる種類の所有権を含む)、これらの資金その他資産に関する権原又は権利を証明する、電子的又はデジタル式なものを含むあらゆる形式の法律上の書類又は文書(少なくとも銀行信用状、旅行小切手、銀行小切手、為替証書、株券、有価証券、債券、手形及び信用状を含む)、並びにこれらの資金その他資産から得られた又は生じたあらゆる利息、配当その他の収入若しくは価値をいう。</p>
Identification data	<p>identification data(本人確認データ)とは、信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報をいう。</p>
Intermediary financial institution	<p>勧告 16 解釈ノート参照</p>
International organisations	<p>International organisations(国際機関)とは、条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体をいう。その存在は、メンバー国におけるそれぞれの法律によって承認され、所在する国の機関として扱われるものではない。国際機関の例として、国連や、その支部である国際海事機構、地域国際機関である欧州評議会や欧州連合、欧州安全保障協力機構及び米州機構、北大西洋条約機構のような国際軍事機構、世界貿易機構や東南アジア諸国連合のような経済機関がある。</p>
Law	<p>「金融機関及び DNFBPs への要請の法的根拠」ノート参照</p>

Legal arrangements	legal arrangements(法的取極)とは、明示信託又は他の類似の法的取極をいう。他の類似の法的取極(資金洗浄/テロ資金供与への取組目的のもの)の事例としては、fiducie、treuhand、fideicomisoを含む。
Legal persons	legal persons(法人)とは、金融機関との間で永続的な顧客関係を築くことができ、若しくは財産を所有することができる、自然人ではない、あらゆる団体をいう。それらには会社、財団、施設、パートナーシップ、若しくは社団及びその他類似する団体を含む。
Money laundering (ML) offence	Money laundering offence(資金洗浄罪)という文言には、主犯だけでなく、従犯も含まれる(勧告3を除く)。
Money or value transfer service	money or value transfer service(資金移動サービス)とは、現金、小切手、他の金銭的手段又は他の価値保有手段の引き受けに関与し、そして伝達、通信、送付又は資金移動サービスが属する決済ネットワークによって、別の場所において、現金又は他の形態で相当額を受益者に支払う金融サービスをいう。当該サービスによって行われる取引には、一あるいはそれ以上の仲介者及び第三者による最終決済が含まれ、それらには、新しい決済手段が含まれる。時として、これらのサービスは、特定の地理的領域とのつながりを持っており、それゆえ様々な特有の用語を用いて表現されている。これらの用語には、ハワラ(hawala)、フンディ(hundi)、飛銭(fei-chien)が含まれる。
Non conviction based confiscation	Non-conviction based confiscation(有罪判決に基づかない没収)とは、刑事犯罪に関連する司法手続きであって、有罪判決が必要とされない手続きを通じて行われる没収を意味する。
Non-profit organisations	勧告8 解釈ノート参照
Originator	勧告16 解釈ノート参照
Ordering financial institution	勧告16 解釈ノート参照
Payable-through accounts	勧告12 解釈ノート参照
Physical cross-border transportation	勧告32 解釈ノート参照
Politically Exposed Persons” (PEPs)	外国の Politically Exposed Persons (重要な公的地位を有する者: PEPs)とは、外国において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。 国内の PEPsとは、国内において特に重要な公的な機能を任せられてい

	<p>る、又は任せられてきた個人であり、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員をいう。</p> <p>Persons who are or have been entrusted with a prominent function by an international organisation (国際機関において特に重要な公的な機能を任せられている、又は任せられてきた者)とは、例えば当該機関の長官、副長官及び理事会やそれと同等な委員会のメンバーといった、上級管理者をいう。</p> <p>定義には、前述の分野における、中級又はより下位の個人を含むことを意図していない。</p>
Proceeds	proceeds (収益)とは、直接又は間接に、犯罪行為から生じ若しくは得られた財産をいう。
Property	property (財産)とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるかを問わずあらゆる種類の財産、並びにこれらの財産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。
Qualifying wire transfers	勧告 16 解釈ノート参照
Reasonable measures	Reasonable Measures (適切な措置)とは、資金洗浄又はテロ資金供与のリスクに適合した妥当な措置をいう。
Related to terrorist financing or money laundering	勧告 32 解釈ノート参照
Required	勧告 16 解釈ノート参照
Risk	risk (リスク)とは、資金洗浄及び/又はテロ資金供与のリスクをいい、この用語は勧告1 解釈ノートと併せて読まれるべきである。
Satisfied	金融機関がある事柄に関して satisfied (確信)する場合、金融機関は権限ある当局に対して、実施した評価を正当化できなければならない。
Seize	seize (差押え)とは、凍結制度の下で権限ある当局又は裁判所が開始した措置に基づき、財産の移転、転換、処分若しくは移動を禁止することをいう。ただし、凍結措置と異なり、差押えは、権限ある当局又は裁判所が当該財産を管理することを可能とする制度により効力を生じる。権限ある当局又は裁判所は、しばしば差押財産の占有、執行又は管理を承継するが、差押財産は、差し押さえられた時点において当該財産に利害関係を有する自然人又は法人の財産にとどまる。
Self-regulatory body (SRB)	Self-regulatory body (自主規制機関: SRB)とは、専門家(例えば弁護士、公証人、他の独立した法律専門家又は会計士)を代表する団体で、メンバーである専門家で構成され、資格を与えられ当該業務を行ってい

	る者に対して規制する役割を担い、かつ、一定の監督又は監視機能を有するものをいう。このような団体は業務を行っている者が高い倫理やモラルを維持することを確保するために規則を施行するべきである。
Serial Payment	勧告 16 解釈ノート参照
Settlor	Settlor(信託設定者)とは、信託証書及び類似の取り決めにより、自己の財産の所有権を受託者に移転する自然人又は法人をいう。
Shell bank	Shell bank(シェルバンク)とは、設立又は許認可を受けた国に物理的実態がなく、効果的な連結ベースの監督に服している金融グループとは関係を有さないものをいう。物理的な存在とは、ある国において、重要な意思や管理機能が所在することをいい、単なる現地の代理人若しくは低いレベルのスタッフは、物理的存在とはいえない。
Should	勧告の遵守状況を評価するに当たり、should は must と同じ意味を持つ。
Straight-through processing	勧告 16 解釈ノート参照
Supervisors	Supervisors(監督者)とは、資金洗浄・テロ資金供与対策の義務が課された金融機関(金融監督者 ⁶⁰)及び/又は DNFBPs の義務の履行確保を目的とした責任を有する、指定された権限ある当局又は非公的機関をいう。当該非公的機関(特定のタイプの SRB を含む)は、資金洗浄・テロ資金供与対策の義務において金融機関や DNFBPs に対し、監督及び制裁を課す権限を有するべきである。また、それらの非公的機関は、法律によりその機能を行行使す権限を与えられるべきであり、その機能に関連して権限ある当局によって監督されるべきである。
Targeted financial sanction	targeted financial sanctions(対象を特定した金融制裁)とは、資金その他資産が、指定された者の利益のために、直接又は間接に、利用されることを防ぐための資産凍結措置又は禁止措置をいう。
Terrorist	terrorist(テロリスト)とは、以下のあらゆる自然人をいう。 (i)直接又は間接に、非合法かつ意図的に、あらゆる手段によるテロ行為を行い若しくは行うことを試みた者、(ii)テロ行為に加担した者、(iii)テロ行為を組織し又は指示した者、若しくは(iv)テロ行為を促進する目的を持って、若しくはテロ行為を行うグループの意図を認識しながら、寄与が意図的に行われるという共通の目的を持って行動する者の団体によるテロ行為の実施に寄与した者。

⁶⁰ FATF 勧告の履行に関する監督機能を実行するコアプリンシプル監督者を含む。

Terrorist act	<p>(a) Terrorist act(テロ行為)とは以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 航空機の不法な奪取の防止に関する条約(1970年) (ii) 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(1971年) (iii) 国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(1973年) (iv) 人質をとる行為に関する国際条約(1979年) (v) 核物質の防護に関する条約(1980年) (vi) 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(1988年) (vii) 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(2005年) (viii) 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書(2005年) (ix) 爆弾テロ防止条約(1997年)の各条約の中の範疇に含まれ、そこで定義されている犯罪を構成する行為、テロ資金供与防止条約(1999年)及び <p>(b) 文民又はその他の者であって、武力紛争の状況における敵対行為に直接に参加しない者の死または身体に重い傷害を引き起こすことを意図する他の行為。ただし、当該行為の目的が、その性質上又は状況上、住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要することである場合に限る。</p>
Terrorist financing (FT)	terrorist financing(テロ資金供与)とは、テロ行為、テロリスト個人、又はテロ組織に対する資金供与をいう。
Terrorist financing offence	terrorist financing offence(テロ資金供与罪)という文言には、主犯だけでなく、従犯も含まれる(勧告4を除く)。
Terrorist organisation	terrorist organisation(テロ組織)は、次のようなテロリスト集団をいう。(i) あらゆる手段を用いて、直接又は間接に、不法かつ故意に、テロ行為を実行し、実行を企てるもの、(ii) テロ行為の共謀者として参画するもの、(iii) テロ行為を実行するために、第三者を組織し又は指図するもの、(iv) 寄与が意図的であり、かつテロ行為を促進する意図を持って、又はテロ行為を実行するグループの意図を認識している場合に、共通の目的を持って活動する者のグループによるテロ行為の実行に寄与するもの。
Third parties	勧告6及び7に関して、third parties(第三者)は、金融機関及びDNFBPsを含む(ただしそれらに限定されない)。勧告17 解釈ノート参照。
Trustee	Trustee(受託者)とは、「信託の準拠法及び承認に関する条約(ハーグ信託条約)」第2条に明記されている事項と整合的に理解されるべきであ

	る。 ⁶¹ Trustee「受託者」は、取引関係の上で受託者として活動し、報酬が支払われている専門家の場合もあれば(例えば、国・地域によっては弁護士や信託会社)、専門家でない場合もある(例えば、家族のために無償で活動する者)
Unique transaction reference number	勧告 16 解釈ノート参照
Without delay	without delay(遅滞なく)とは、理想的には、国連安保理もしくは関係する制裁委員会(例えば、1267 委員会、1988 委員会、1718 制裁委員会又は 1737 制裁委員会)による指定から数時間以内を意味する。国連安保理決議 1373(2001 年)に関しては、ある個人若しくは団体がテロリスト、テロ資金供与者又はテロ組織であると疑い又は信じる合理的な根拠若しくは合理的な基礎を有した時点を意味する。双方の場合において、「遅滞なく」という表現は、テロリスト、テロ組織、それらに資産を提供する者又は大量破壊兵器の拡散金融に関連する資金その他の資産の逃避若しくは消失を防止する必要性、及びこれらの流れを迅速に阻止し、妨害する世界的な協調行動の必要性という文脈で解釈されなければならない。

⁶¹ ハーグ信託条約第2条は以下のとおり。

この条約において、「Trust (信託)」とは、設定者が生存中、又は死亡と同時に財産を受益者の利益のため、あるいは特定の目的のために、受託者に移転移転することによって創設される法的関係のことを示す。

信託は、以下の特徴を持つ

- a) 当該財産は、分離され、受託者個人の財産に含まれない。
- b) 信託財産の名義は、受託者もしくは受託者代理人となる。
- c) 受託者は、信託の条件及び法律によって課せられた特別な義務に基づいて、信託財産の管理、利用、又は処分することの責任について、権限及び義務を有する。

信託の設定者による一定の権利と権限の留保、受託者自身が受益者としての権利を保有することは、必ずしも信託の存在と矛盾しない。